

第4期

気仙沼市地域福祉計画

気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画

(素案)

令和6年2月

気仙沼市・社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会

目次

I 第4期計画の基本的な考え方

第1章 計画の前提条件

- 1 計画策定の背景と目的 1
- 2 計画の位置付けと他計画との関係 2
- 3 計画期間 4
- 4 地域福祉活動の圏域 4

第2章 地域福祉の現状と課題

- 1 気仙沼市の概況 5
- 2 市民意向（アンケート調査結果） 10
- 3 第3期計画における取組評価と課題 20

第3章 計画の基本理念と目標

- 1 計画の基本理念 24
- 2 計画の基本目標 25
- 3 計画の体系 26

第4章 施策の推進方法

- 基本目標1 地域で福祉を担う人づくり 27
- 基本目標2 ふれあい支えあう地域づくり 33
- 基本目標3 住みよい暮らしの体制づくり 38

第5章 気仙沼市再犯防止推進計画 43

第6章 気仙沼市成年後見制度利用促進基本計画 49

IV	計画の推進に向けて	_____
1	計画の推進体制 54
2	計画の進行管理 54
	資料編 55

I 第4期計画の基本的な考え方

第1章 計画の前提条件

1 計画策定の背景と目的

全国的に少子高齢化や人口減少が加速し、社会や経済を支える担い手が減少し、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

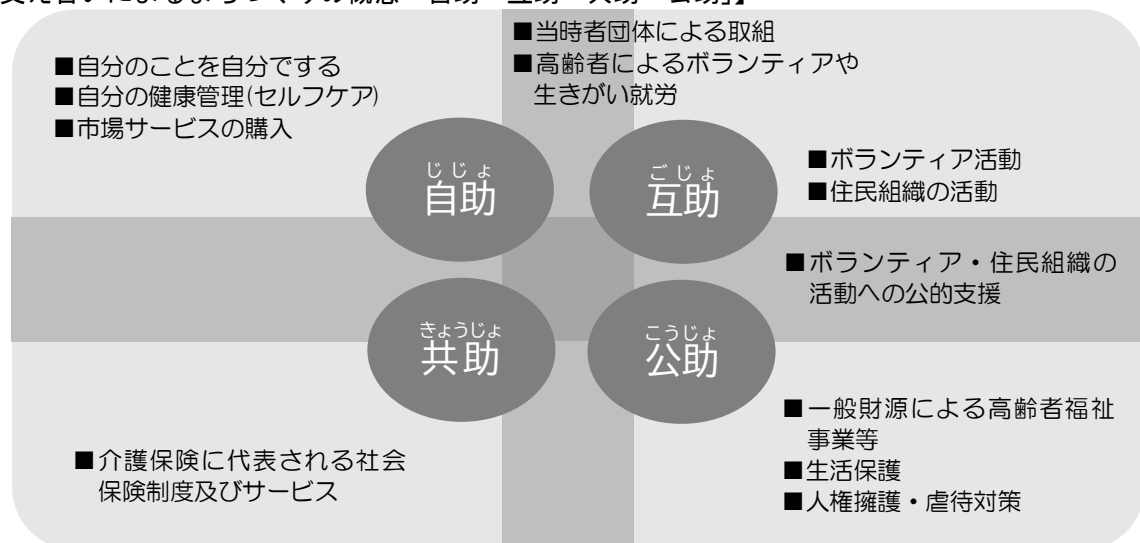
また、私たちが生活する地域でも、家庭や地域における「支えあい」が難しくなってきました。またこのことが、単身世帯の増加や住民同士のつながりの希薄化を招き、社会的孤立やひきこもりや生活困窮などの問題にもつながってきています。このように、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯で抱える問題も複合化しています。

国は、このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、お互いに支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を進めています。

本市では、平成30年に「第3期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「第3期計画」という。）を策定し、「地域でみんながふれあい支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、誰もがいきいきと健やかな生活を送るために、市民一人ひとりが福祉推進の担い手となっていくことができるようなまちづくりを進めてきました。

第3期計画が令和5年度末を持って終了することから、多様化・複雑化する地域福祉の課題に、引き続き、市民や事業所などとともに、気仙沼市と気仙沼市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）などが一体となって取組み、地域福祉を推進していくため、「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

【支え合いによるまちづくりの概念「自助・互助・共助・公助」】



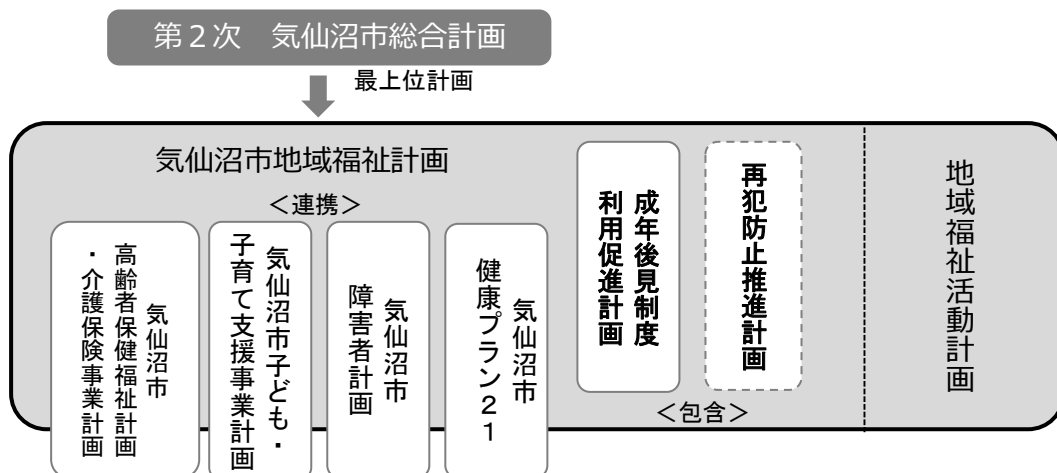
地域包括ケア研究会報告書(平成25年3月)をもとに作成

2 計画の位置づけと他計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、福祉関連分野が共通して取り組むべき事項等を記載する計画で、地域福祉が目指す総合的な方向性を示すうえで上位に位置するものです。施策の実施にあたっては、気仙沼市行政における最上位計画である第 2 次気仙沼市総合計画及び福祉分野に関連する計画との整合・連携を図ります。

気仙沼市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市民や様々な団体等が協働で行う地域福祉活動を進めるための民間の活動計画です。市と市社協が引き続き、協力して計画の推進に取り組み、よりよい地域づくりに向けた地域課題解決に向けた福祉施策を進めるため、本計画においても、二つの計画を一体的に策定します。

また本計画では、権利擁護の推進のための「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」とともに「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。



(参考) 地域福祉計画にかかる近年の政策動向

名 称	概 要
社会福祉法の改正 (H29. 6)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 29 年 6 月に改正された社会福祉法において、各自治体では① 住民相互の支えあい機能を強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、② 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③ 福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける地域福祉計画の策定が図られることとなりました。
再犯の防止等の推進に関する法律 (H28. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっていることから、罪を犯した者への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画を策定しました。 ● この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。
ニッポン一億総活躍プラン (H28. 6)	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性も男性も、高齢者も子どもも、一度失敗や過ちを犯した人も、障害や難病のある人も、家庭・職場・地域などのあらゆる場で、誰もが活躍できる全員参加型の社会（一億総活躍社会）の実現に向けて、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。 ● 地域の人々や多様な主体が「我が事」として役割を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を越えて、「丸ごと」つながることで、支えあい、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという考え方が示されました。
「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28. 5)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症や障害を抱えている判断能力の十分でない人に代わって財産管理や契約を行う後見人を選任する成年後見制度が平成 12 年から始まっているものの、制度自体の理解や周知が広がっていないため十分に利用されていない状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定されました。 ● この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努める旨が定められています。

3 計画期間

第4期計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても適宜見直しを行います。

4 地域福祉活動の圏域

住民が地域生活課題を解決するためには、より身近な範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、地域福祉活動の圏域について、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能な範囲として中核となる地域福祉活動圏域を「地区社協」の範囲として設定し推進してきました。

また、より生活の場に近い自治会や近隣の単位で、小地域福祉活動を中心とした活動を行うとともに、地区社協の範囲を超える大きな課題解決に向けては、旧市町単位や市全域での活動を行うなど、重層的な圏域設定をしており、本計画においても引き続き、課題に応じた圏域での活動を進めていきます。

	圏域	圏域の考え方
狭い ↑	近隣 自治会の班（隣組）程度	隣近所の付き合いや住民相互の協力により見守りや声かけ等を行う基礎的な範囲
	自治会・振興会・行政区 (254 圏域)	地域住民の暮らしの課題などを解決していくための日常的な活動を行う範囲
	地区社協圏域(16 圏域) 西，上，中央，魚町，南町・柏崎，南，鹿折，松岩，新月，階上，大島，面瀬，唐桑，小泉，津谷，大谷	各団体・組織がまとまり活動を行っている圏域
↓	地域（9 圏域※） 気仙沼※，鹿折，松岩，新月，階上，大島，面瀬，唐桑，本吉 ※まちづくり協議会単位においては，気仙沼地域を2つに分けた10 圏域	地域全体を対象とした取組を推進する圏域
	広い	市全域
		市全体を対象とした，総合的な地域福祉の取組を推進する圏域

第2章 地域福祉の現状と課題

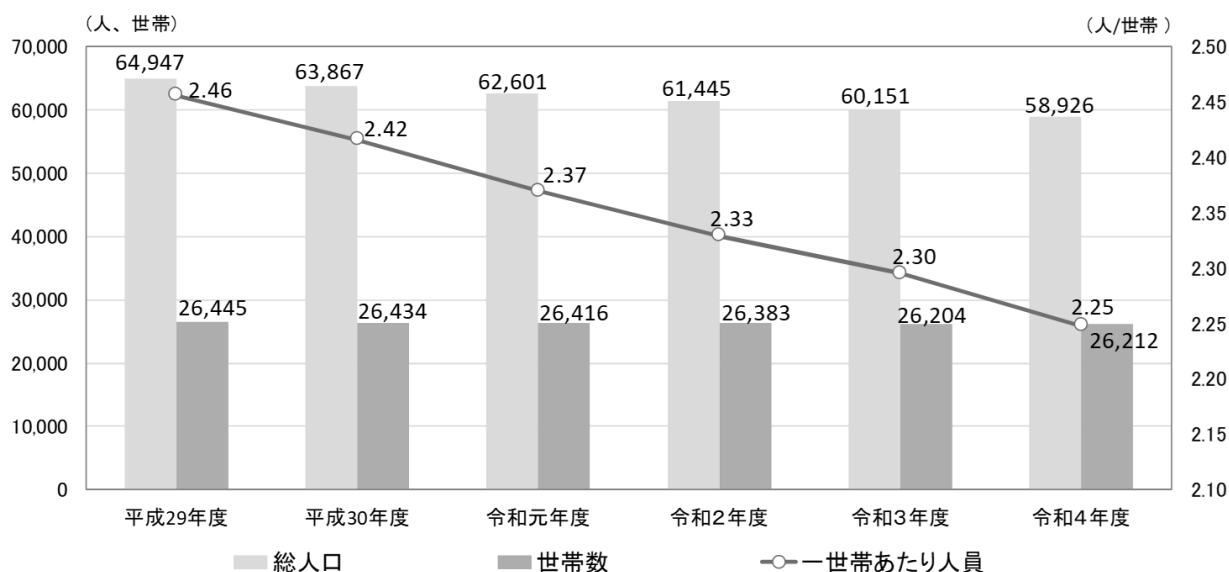
1 気仙沼市の概況

(1) 人口等の動向

本市の令和4年度時点の総人口・世帯数は58,926人、26,212世帯となっており、世帯あたり人員数は2.25人となっています。

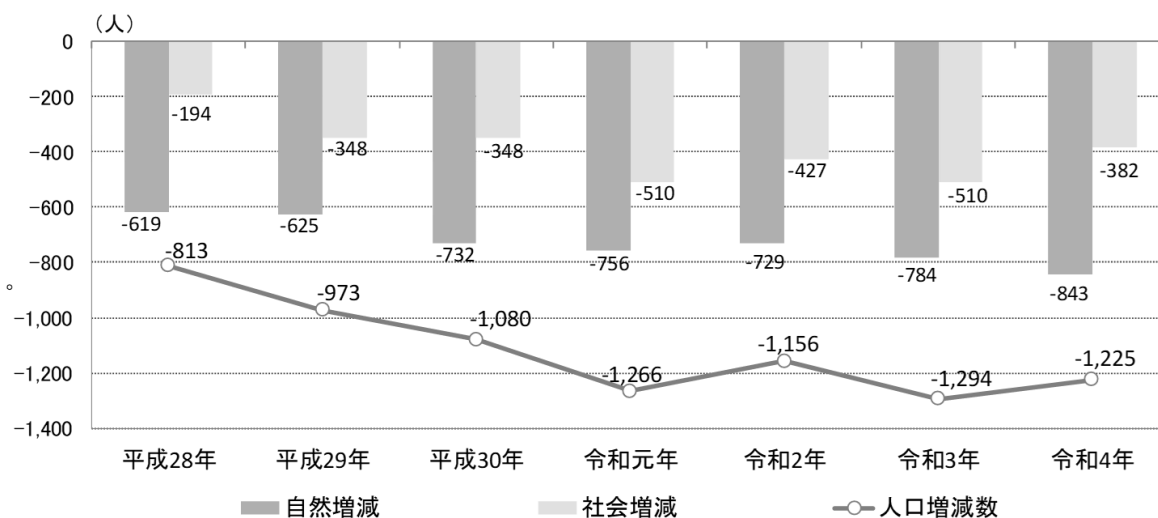
近年の人口動態をみると、社会減少を上回る自然減少によって平成30年以降概ね1千人超の減少となっています。

【人口・世帯数の推移】



資料：市民生活部市民課（住民登録人口）

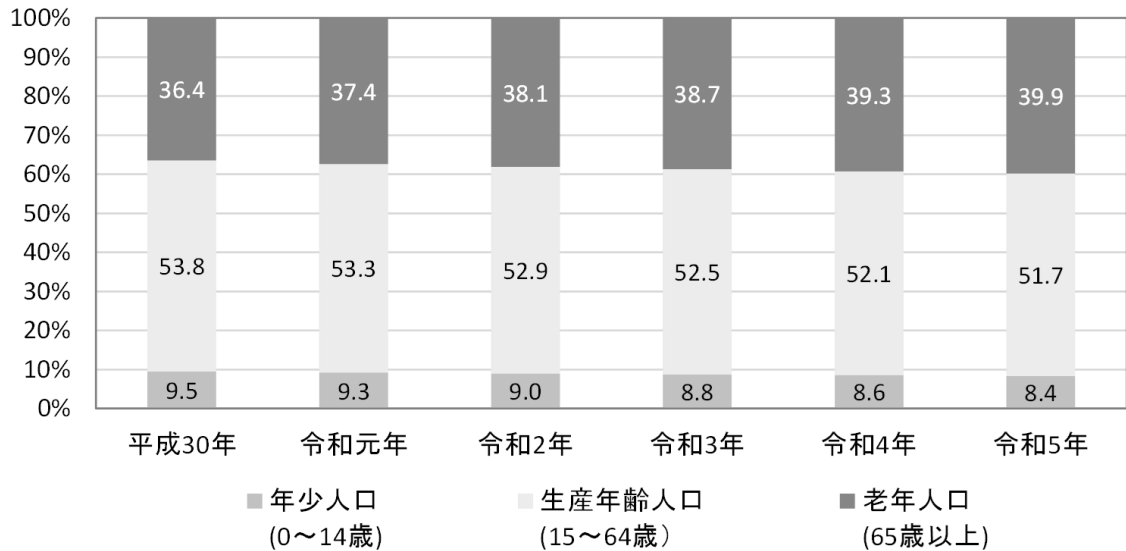
【人口動態】



資料：市民生活部市民課（各年12月31日）

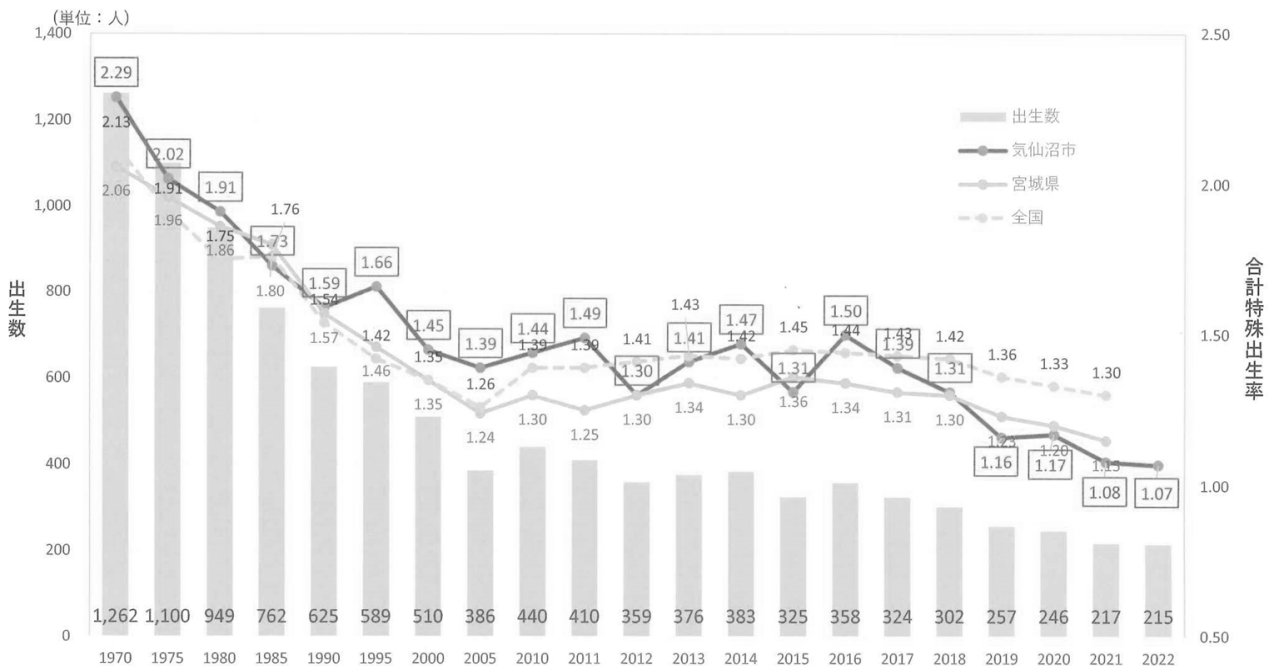
本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で、老年人口が増加し、直近も出生の低下と老年人口割合の増加が進行しています。

【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳

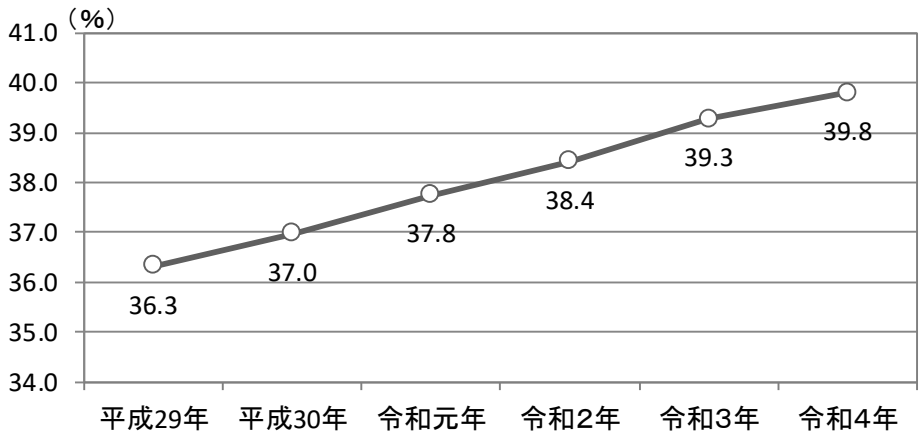
【出生数と合計特殊出生率の推移】



国・県合計特殊出生率は人口動態統計、出生数・気仙沼市合計特殊出生率は気仙沼市資料より（出生数は誕生日を基準に集計）

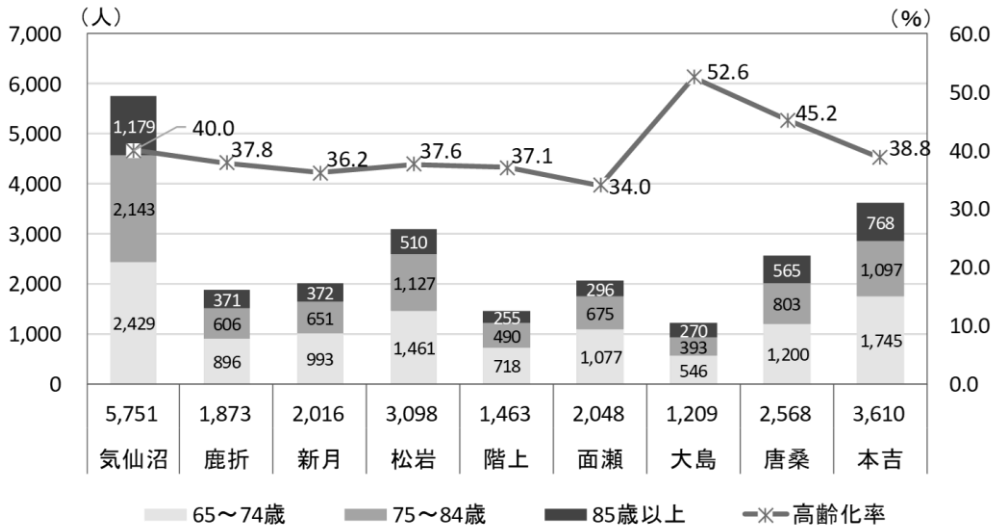
資料：けせんぬま未来人口会議キックオフシンポジウム説明資料

【高齢化率の推移】（65歳以上人口／総人口）



資料：気仙沼市市民生活部市民課（各年12月31日）

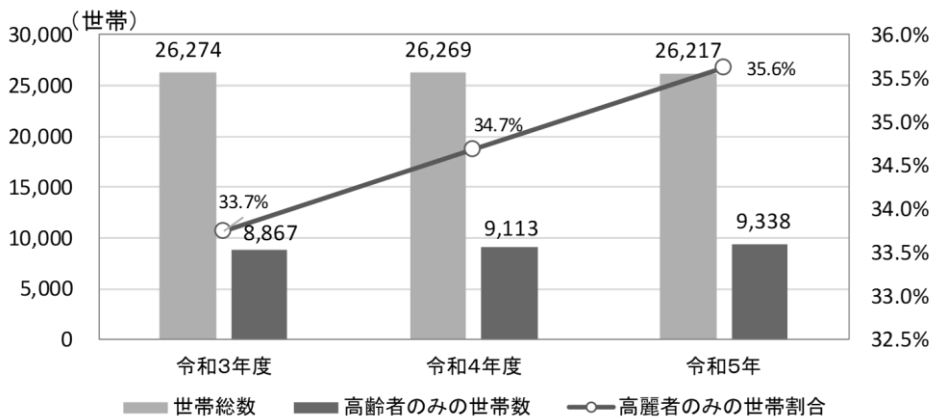
【圏域別高齢者人口の状況】（令和5年7月末現在）



資料：住民基本台帳

直近の市内世帯総数が概ね横ばいで推移している一方、高齢者のみの世帯数は増加してきています。

【高齢者のみ世帯数の推移】

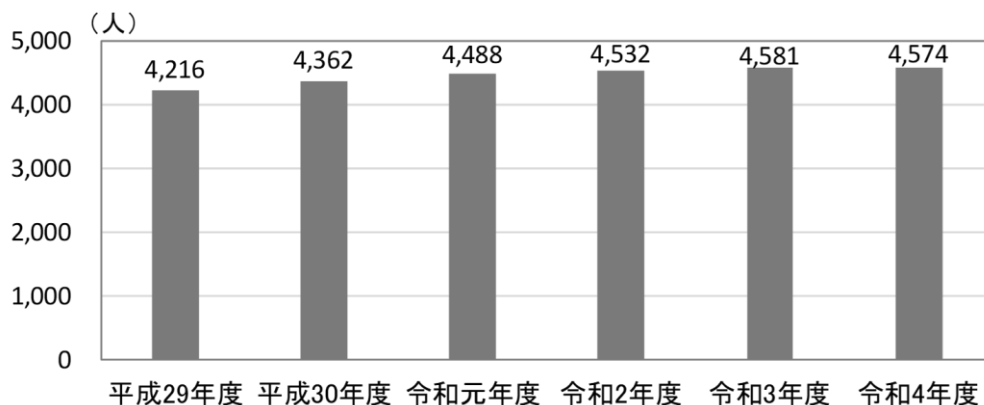


資料：住民基本台帳

(2) 福祉の概況

要支援・要介護認定者数についてみると、令和4年度現在で4,574人となっており、近年は微増傾向となっています。

【第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移】

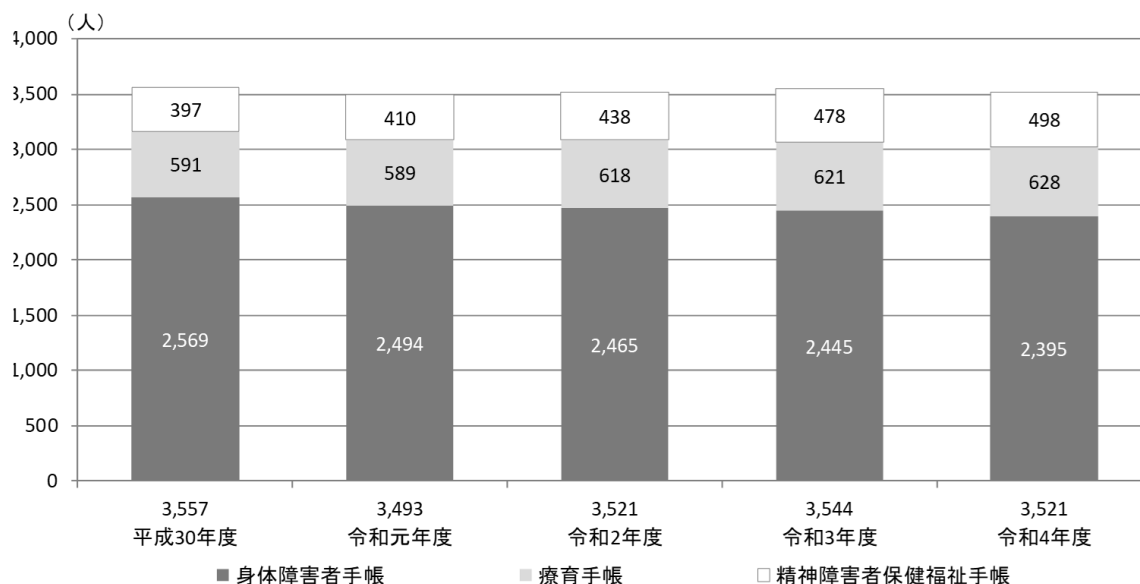


資料：厚生労働省「介護保険事業」年報(平成29年度～令和2年度)、「介護保険事業状況報告」月報(令和3年度令和4年度)

障害者手帳保持者数についてみると、令和4年度末現在で3,521人となっており、近年の推移は概ね横ばいとなっています。

【障害者数の推移】

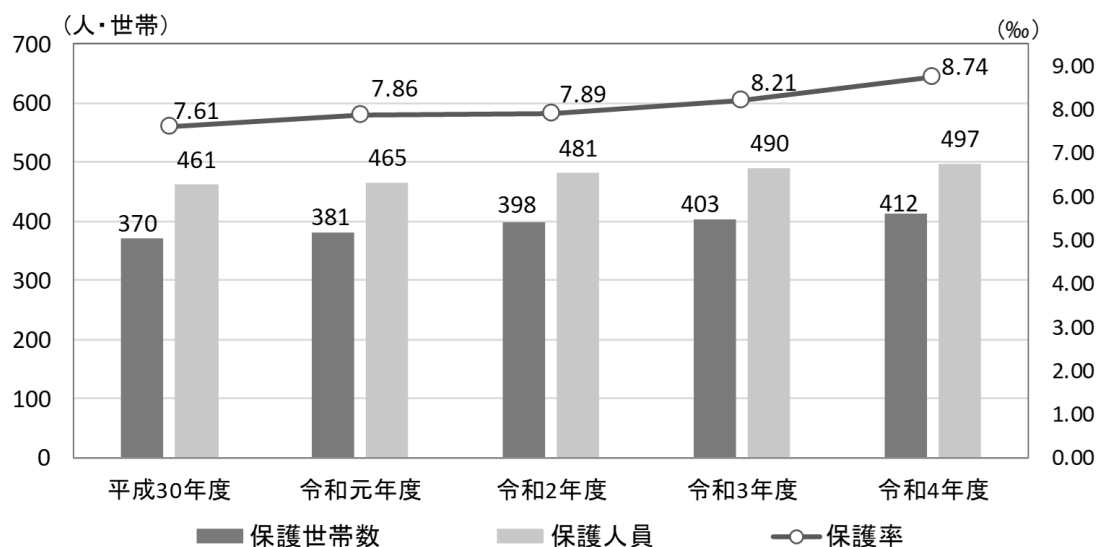
(各年度末現在)



資料：気仙沼市保健福祉部社会福祉課

生活保護世帯数，人員については，令和4年度で412世帯，497人となっており，保護率の推移は微増傾向となっています。

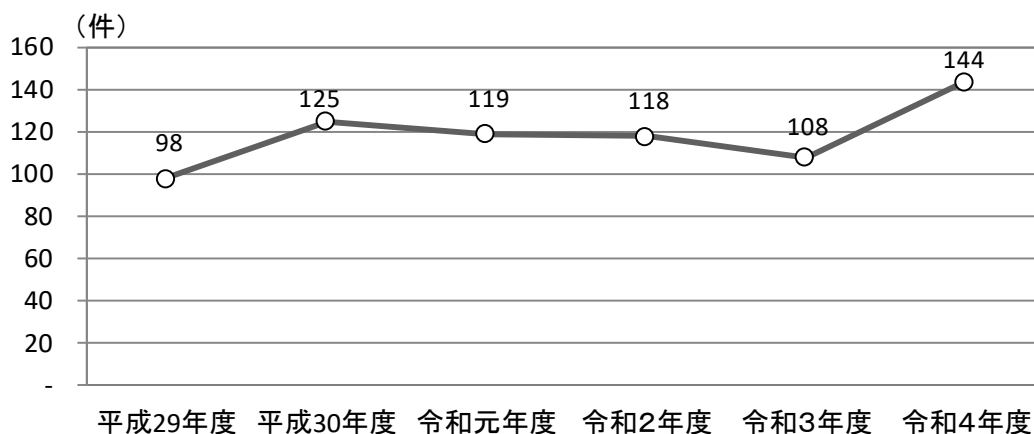
【生活保護の状況】



資料：気仙沼市保健福祉部社会福祉課

家庭児童相談件数についてみると，近年は概ね 100 件前後で推移しており，子どもの数は減っているものの，相談は増加傾向にあります。

【家庭児童相談件数の推移】



資料：保健福祉部子ども家庭課

2 市民意向（アンケート調査結果）

（1）調査実施概要

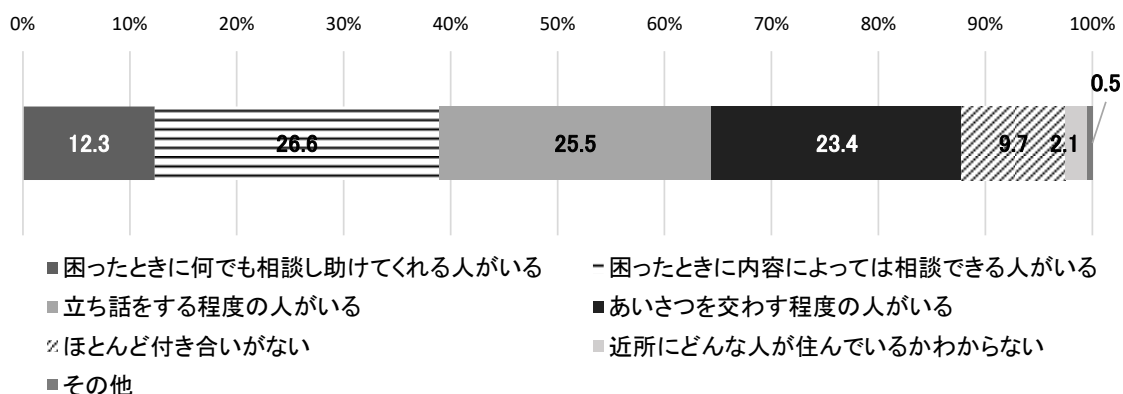
◇目的	住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らせるまちづくりのため、「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市民の地域福祉に対する考え方や、地域との関わりなどの意見を伺い計画策定の資料とするためアンケート調査を行いました。			
◇実施期間	配布日	令和5年9月12日	回収期限	令和5年9月25日
◇方法	郵送による配布・回収			
◇調査対象	住民基本台帳に登録されている18歳以上の方2,000人			
◇回収数	632人			
◇回収率	31.6%			

（2）調査結果のポイント

◆地域生活について

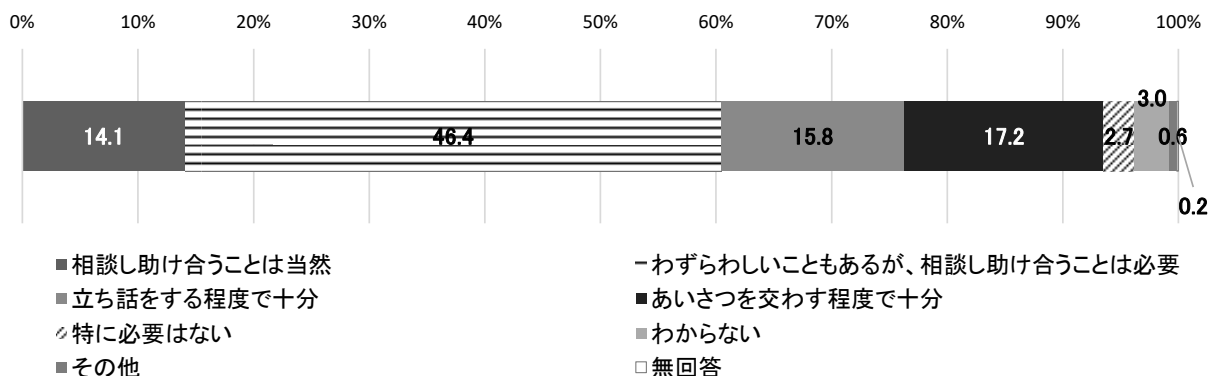
Q あなたはご近所の方との程度の付き合いがありますか

「困ったときに内容によっては相談できる人がいる」が26.6%で最も高く、次いで「立ち話のできる人がいる」（25.5%）となっています。



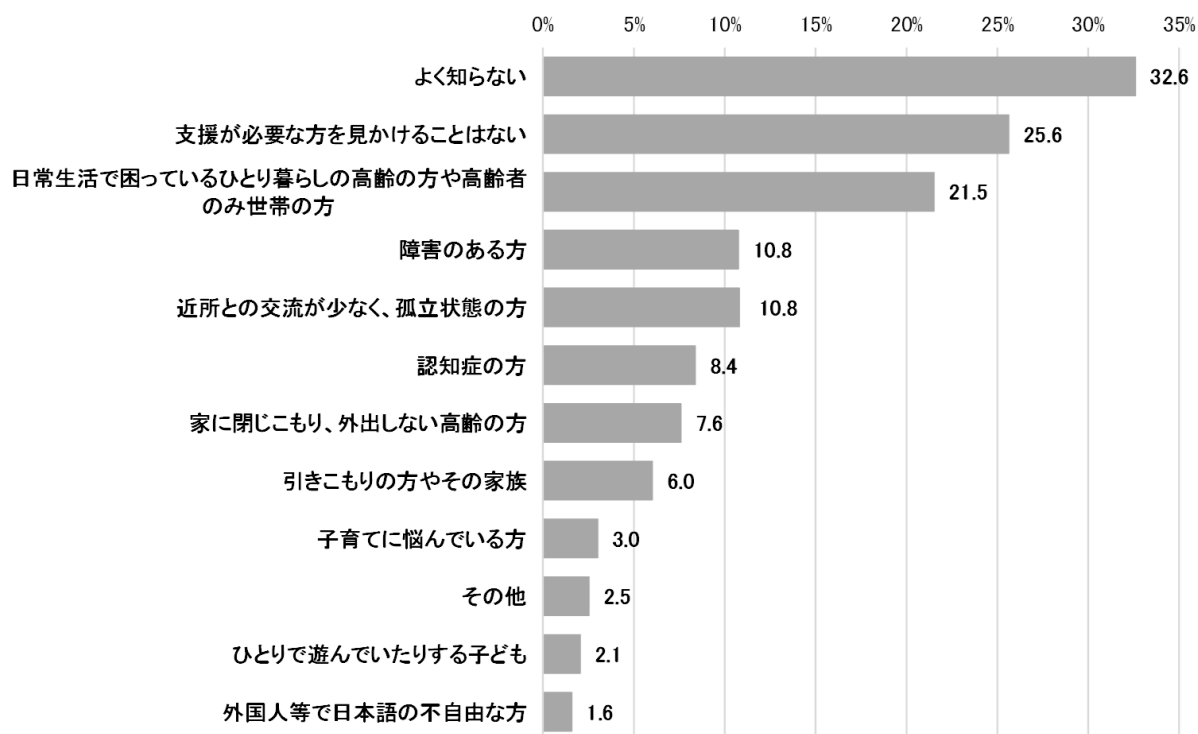
Q 地域の方との付き合いについて、あなたの考えに近いのはどれですか

「わずらわしいこともあるが相談し助け合うことは必要」が46.4%で最も多く、次いで「あいさつを交わす程度で十分」（17.2%）となっています。



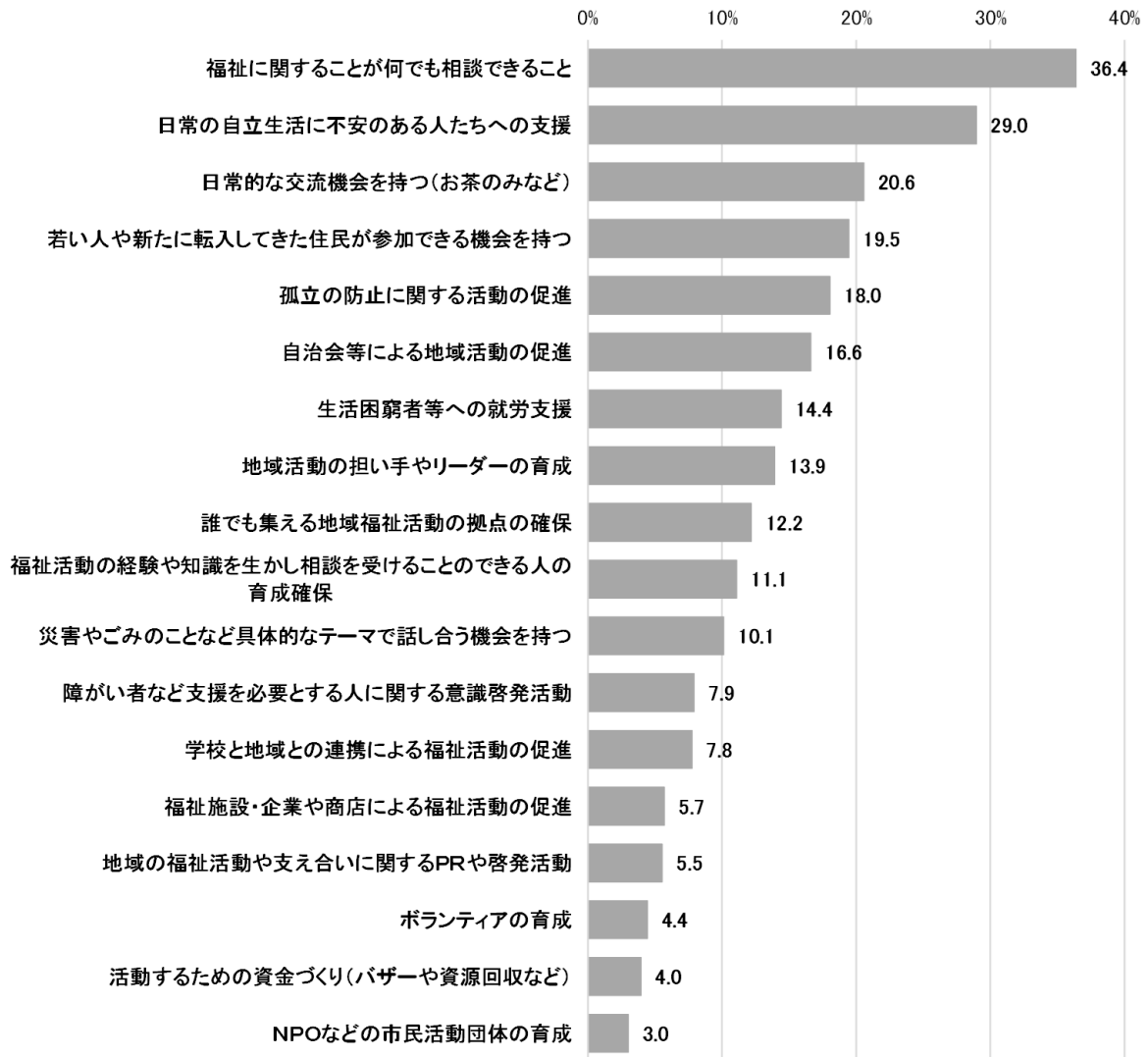
Q 現在、あなたの住んでいる地域で、「支援を必要とするような方」を見かけることがありますか。(複数回答)

「支援を必要とするような方」の回答内容で多くみられるのは「日常生活で困っているひとり暮らしの高齢の方や高齢者のみ世帯の方」(21.5%)、「障害のある方」(10.8%)、「近所との交流が少なく孤立状態の方」(10.8%)などとなっています。



Q あなたは地域で安心して暮らすために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか
(複数回答)

「福祉に関することが何でも相談できること」が36.4%で最も多く、次いで「日常の自立生活に不安のある人たちへの支援」(29.0%)、「日常的な交流機会を持つ(お茶のみなど)」(20.6%)となっています。

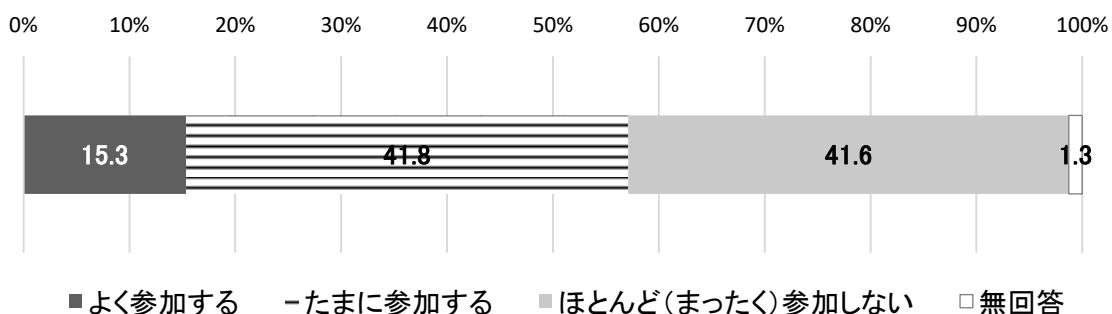


◆地域活動について

Q あなたは、地域の催しや自治会活動等に参加していますか

「よく参加する」及び「たまに参加する」を合わせて 57.1%となっており、全体の約 6 割は地域活動に参加しています。

また、年齢別にみると 50 代以下では若い年代ほど「ほとんど（まったく）参加しない」の回答割合が高くなります。（18～29 歳：75.8%，30代：57.3%，40代：48.2%，50代：45.9%）



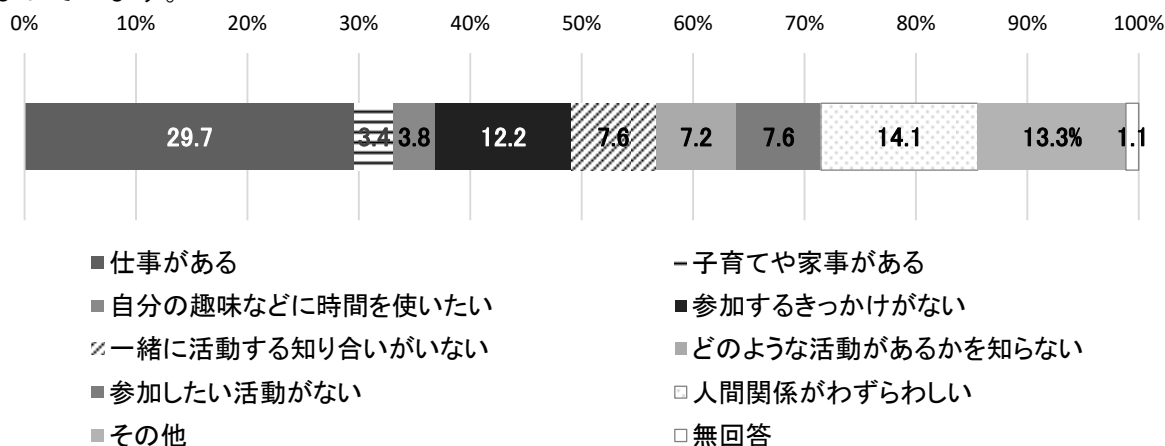
<年齢クロス集計表>

	総数	よく参加する	たまに参加する	ほとんど(まったく)参加しない	無回答
18歳～29歳	62	1	12	47	2
	100.0%	1.6%	19.4%	75.8%	3.2%
30代	75	8	23	43	1
	100.0%	10.7%	30.7%	57.3%	1.3%
40代	83	4	38	40	1
	100.0%	4.8%	45.8%	48.2%	1.2%
50代	98	9	43	45	1
	100.0%	9.2%	43.9%	45.9%	1.0%
60代	157	32	79	45	1
	100.0%	20.4%	50.3%	28.7%	0.6%
70代以上	157	43	69	43	2
	100.0%	27.4%	43.9%	27.4%	1.3%

Q 地域の催しや自治会活動等に参加されない理由は何ですか

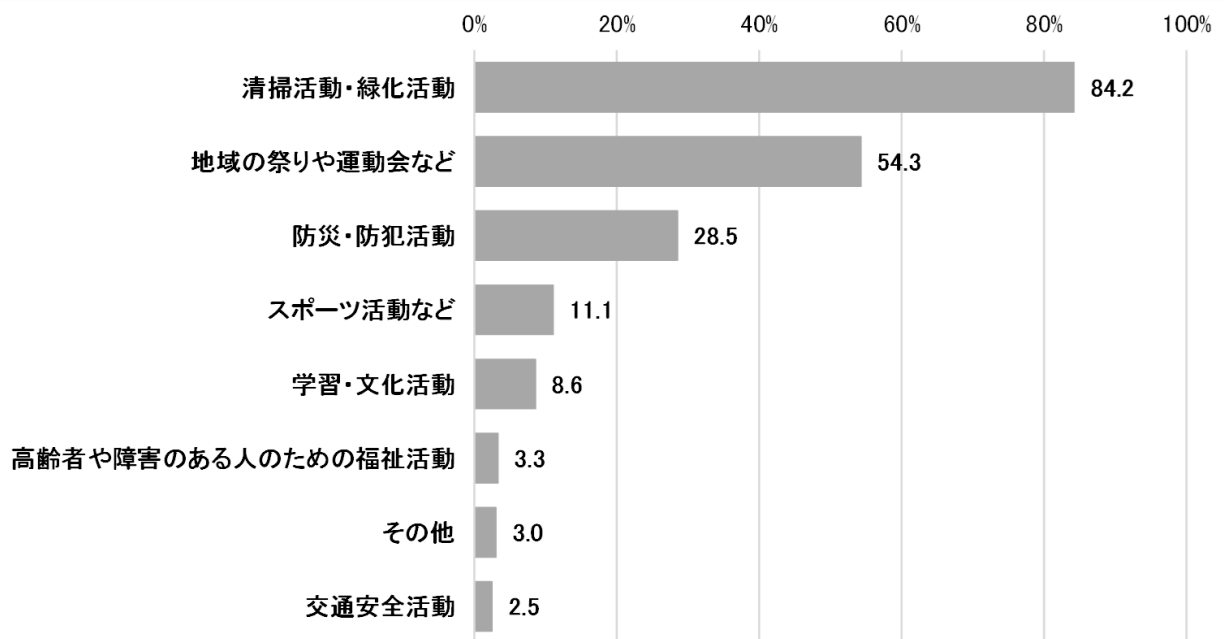
（前問で「3 ほとんど（まったく）参加しない」とお答えの方）

「仕事がある」が 29.7%で最も多く、次いで「人間関係がわずらわしい」（14.1%）となっています。



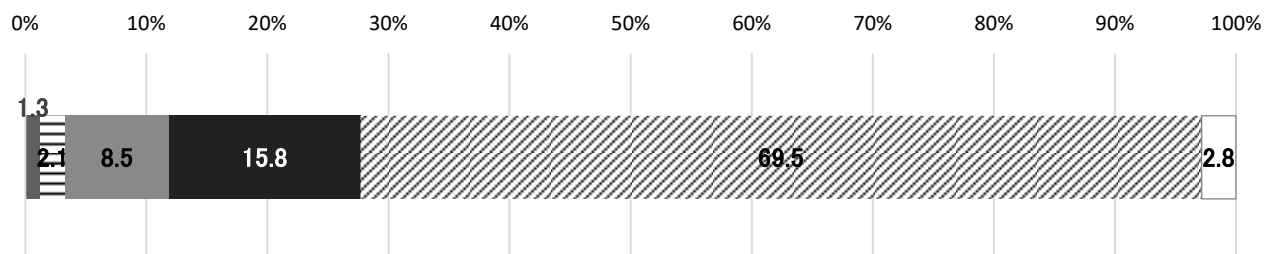
Q あなたは、どのような地域活動に参加していますか。(複数回答)

「清掃活動・緑化活動」が 84.2%で最も多く、次いで「地域の祭りや運動会など」(54.3%)、「防災・防犯活動」(28.5%)となっています。



Q 地域活動以外で、個人としてボランティア活動等に参加していますか

「参加したことがない」が 69.5%で回答者の約7割を占めています。

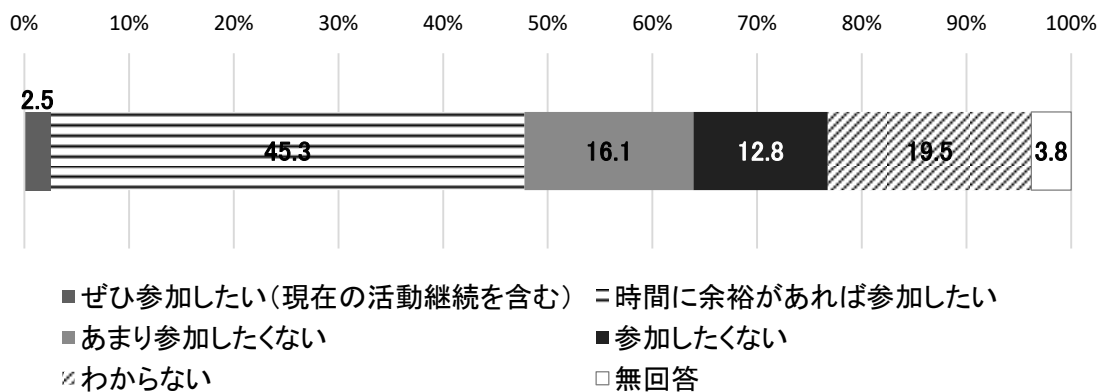


- 現在、週1回以上参加している
- 現在、年に1～数回参加している
- ❖ 参加したことがない

- 現在、月1回以上参加している
- 1年以上参加していないが、以前に参加したことがある
- 無回答

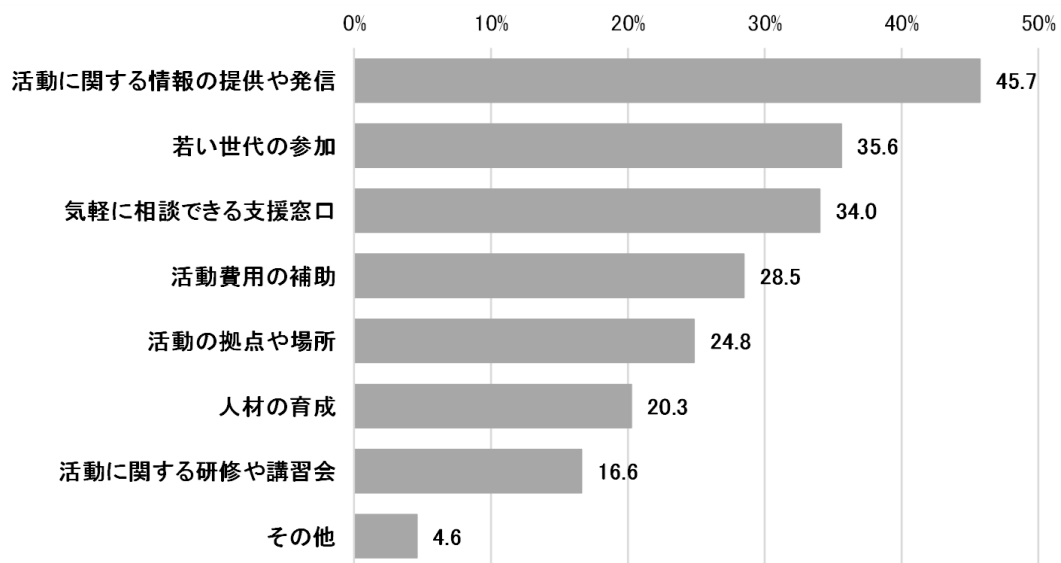
Q 今後、あなたはボランティア活動に参加したいと思いますか

「時間に余裕があれば参加したい」が 45.3%で最も多く、次いで「わからない」(19.5%) となっています。



Q 今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくためには、何が必要だと思いますか。(複数回答)

「活動に関する情報の提供や発信」が 45.7%で最も多く、次いで「若い世代の参加」(35.6%), 「気軽に相談できる支援窓口」(34.0%) となっています。

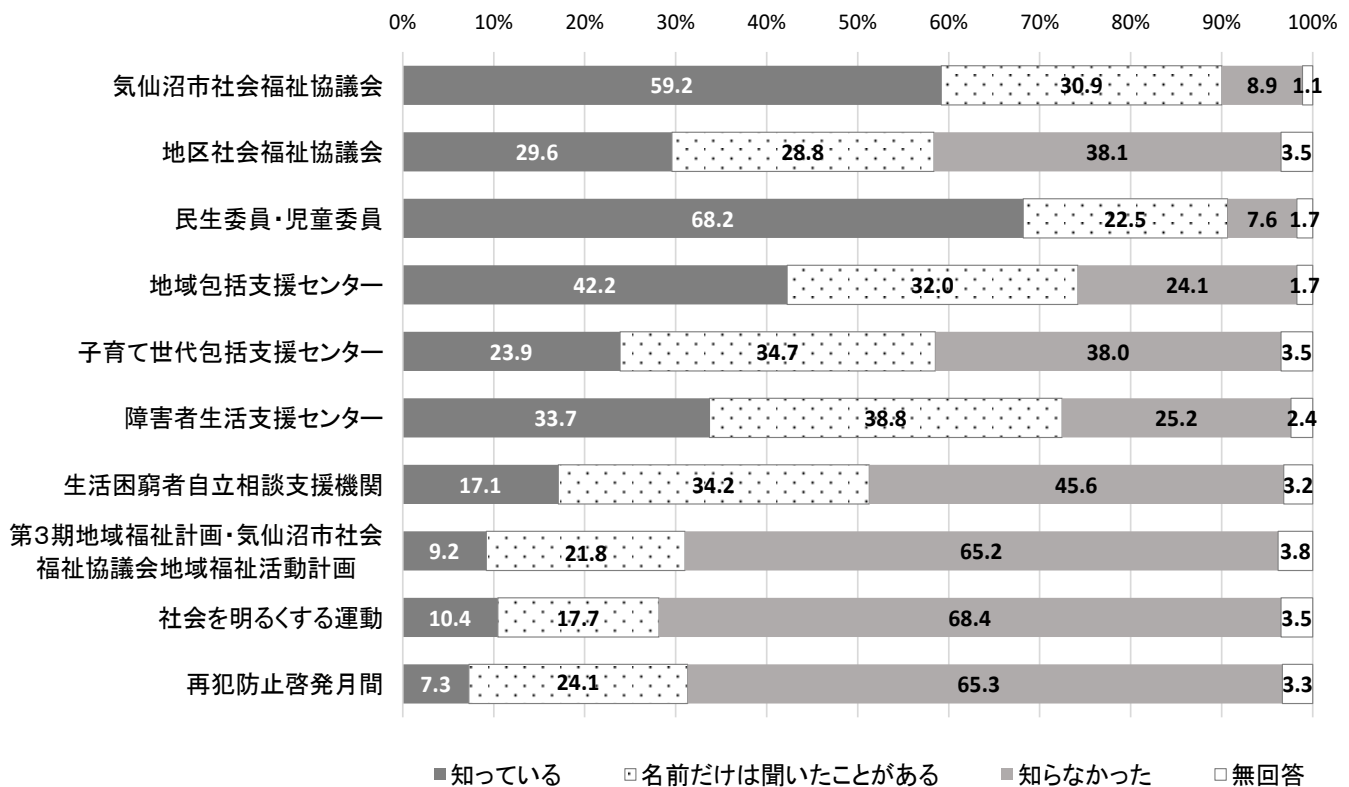


◆地域福祉の取組について

Q あなたは、地域福祉の推進に関係している次の組織や計画等を知っていますか

認知度として最も高かったのは「民生委員・児童委員」（知っている：68.2%）、次いで「気仙沼市社会福祉協議会」（同：59.2%）となっています。

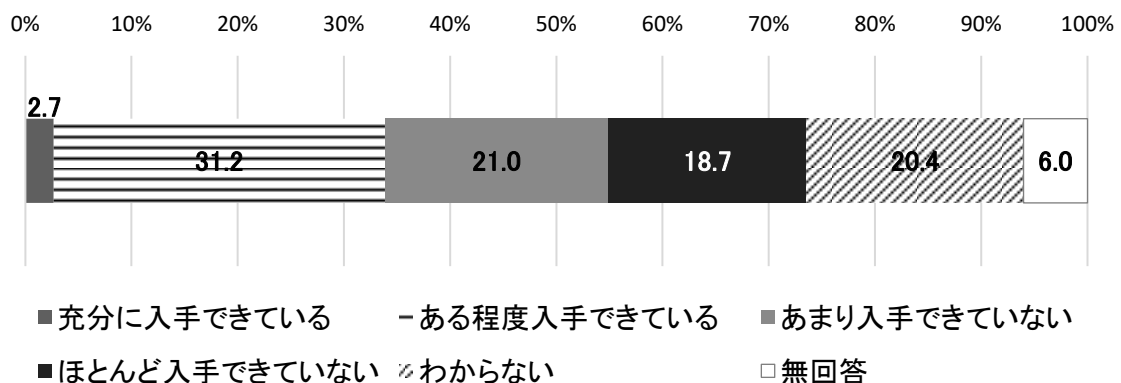
一方「知らなかった」の割合が多かったのは「社会を明るくする運動」（68.4%）、「再犯防止啓発月間」（65.3%）、「第3期地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（65.2%）となっています。



◆地域福祉の取組と相談支援について

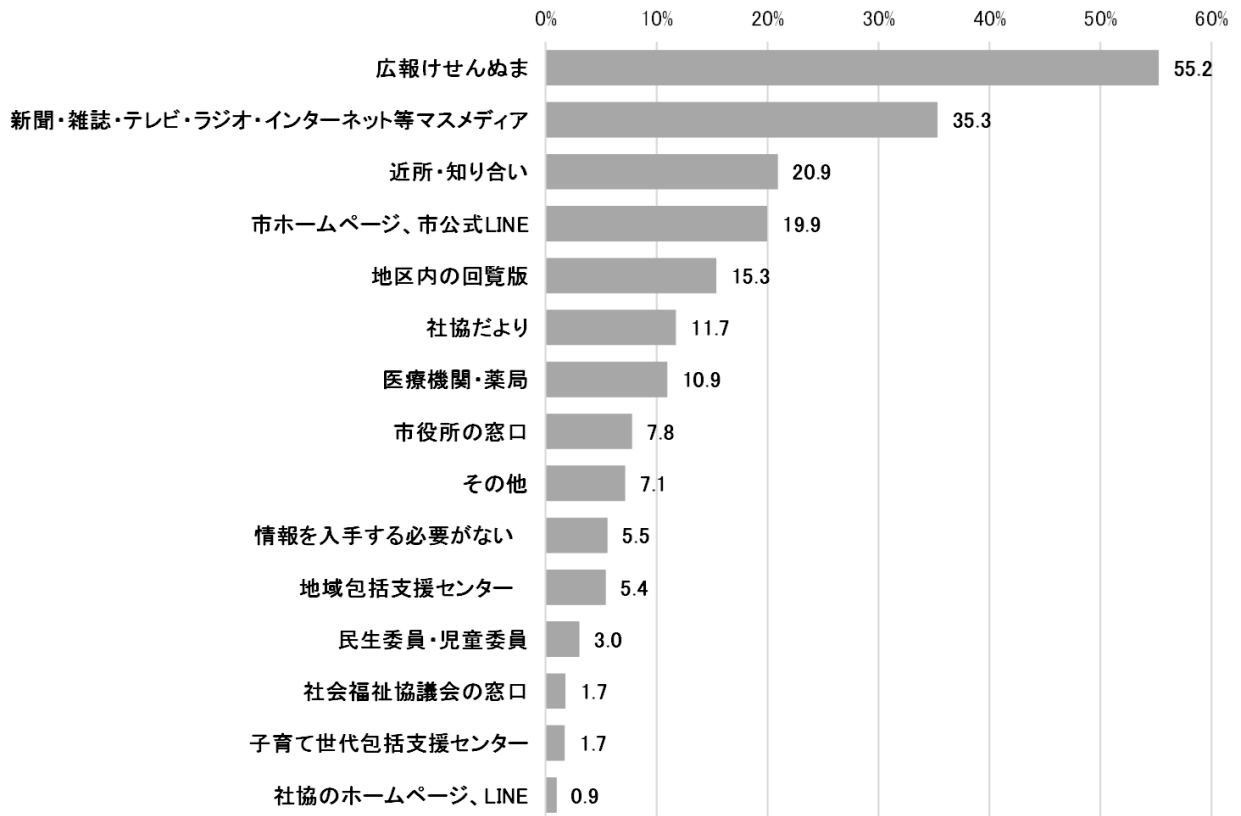
Q 困りごとに対して受けられるサービスの情報をどの程度入手できていると思いますか

「ある程度入手できている」が31.2%で最も高くなっています。一方「あまり入手できていない」及び「ほとんど入手できていない」の合計値は39.7%となっており、充分に入手できている」及び「あり程度入手できている」の合計値（33.9%）をやや上回っています。



Q 困りごとに対して受けられるサービスに関する情報をどこから入手していますか
(複数回答)

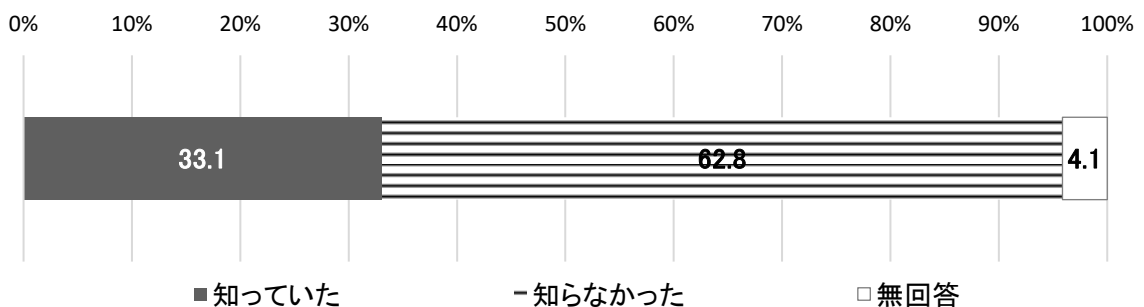
「広報けせんぬま」が 55.2%で最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等マスメディア」(35.3%)、「近所・知り合い」(20.9%)となっています。



◆災害時の対応及び避難行動要支援者支援制度について

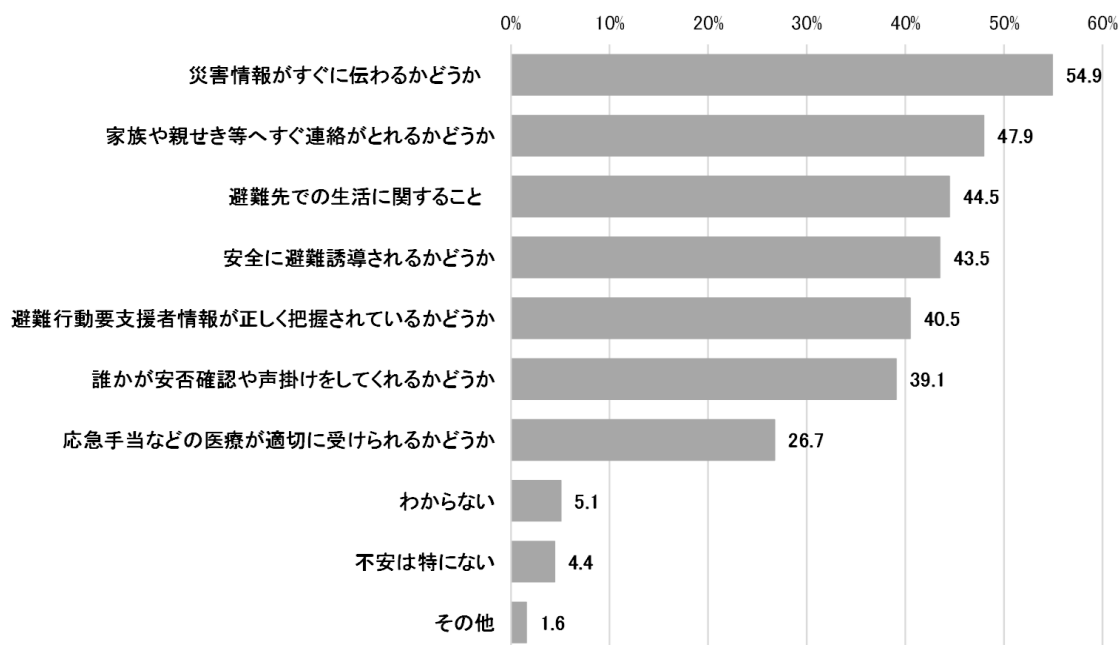
Q あなたは「避難行動要支援者支援制度」を知っていましたか

「知らなかった」が 62.8%で「知っていた」(33.1%)を大きく上回っています。



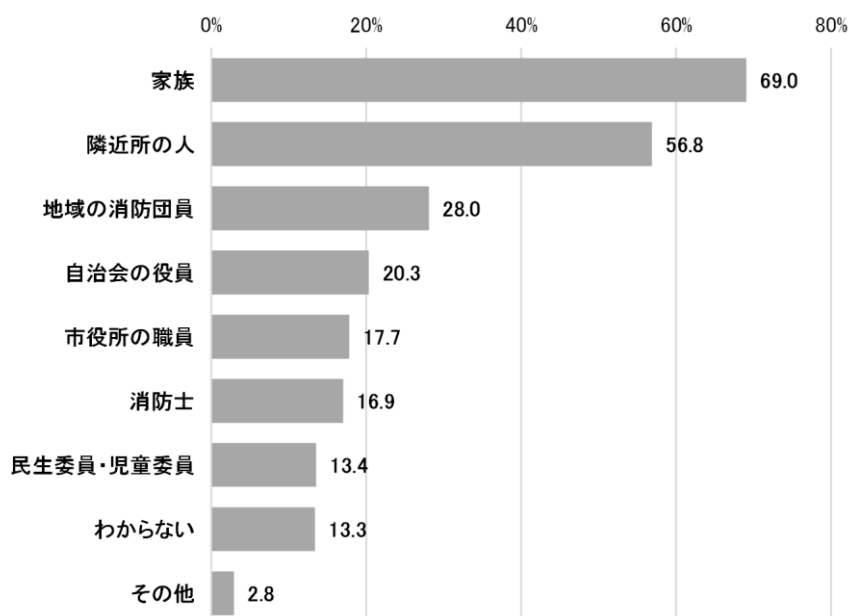
Q あなたやご家族が避難行動要支援者になった場合を想定すると、どのような不安がありますか（複数回答）

「災害情報がすぐに伝わるかどうか」が54.9%で最も多く、次いで「家族や親せき等へすぐ連絡がとれるかどうか」（47.9%）、「避難先での生活に関すること」（44.5%）となっています。



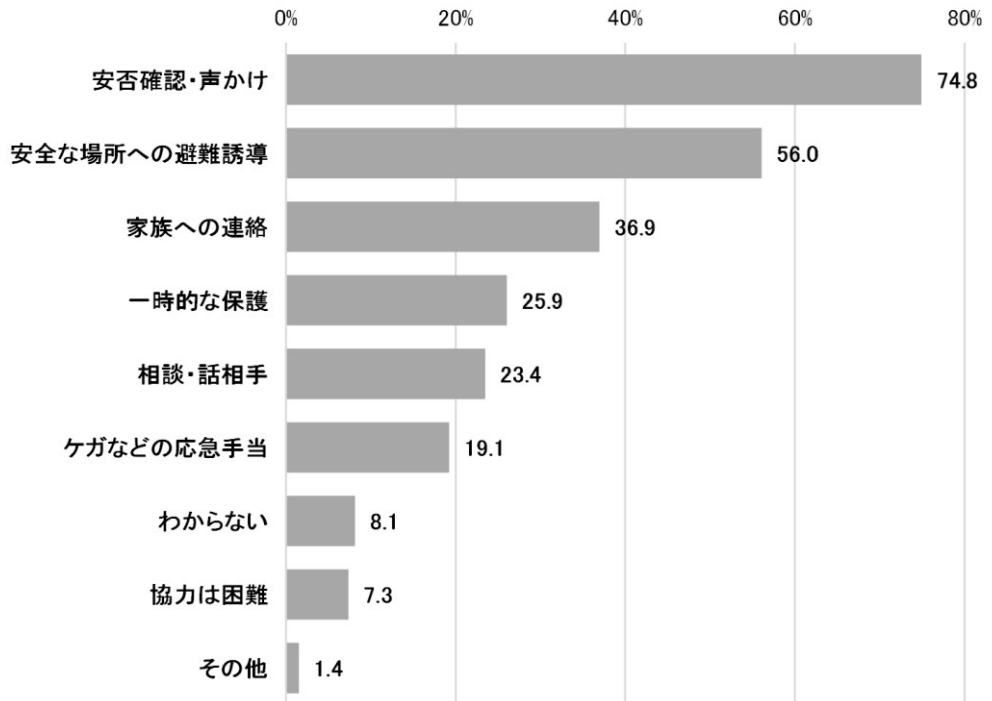
Q 災害時における避難行動要支援者の避難について誰が支援を行うべきだと思いますか（複数回答）

- 「家族」が69.0%で最も多く、次いで「隣近所の人」（56.8%）、「地域の消防団員」（28.0%）となっています。



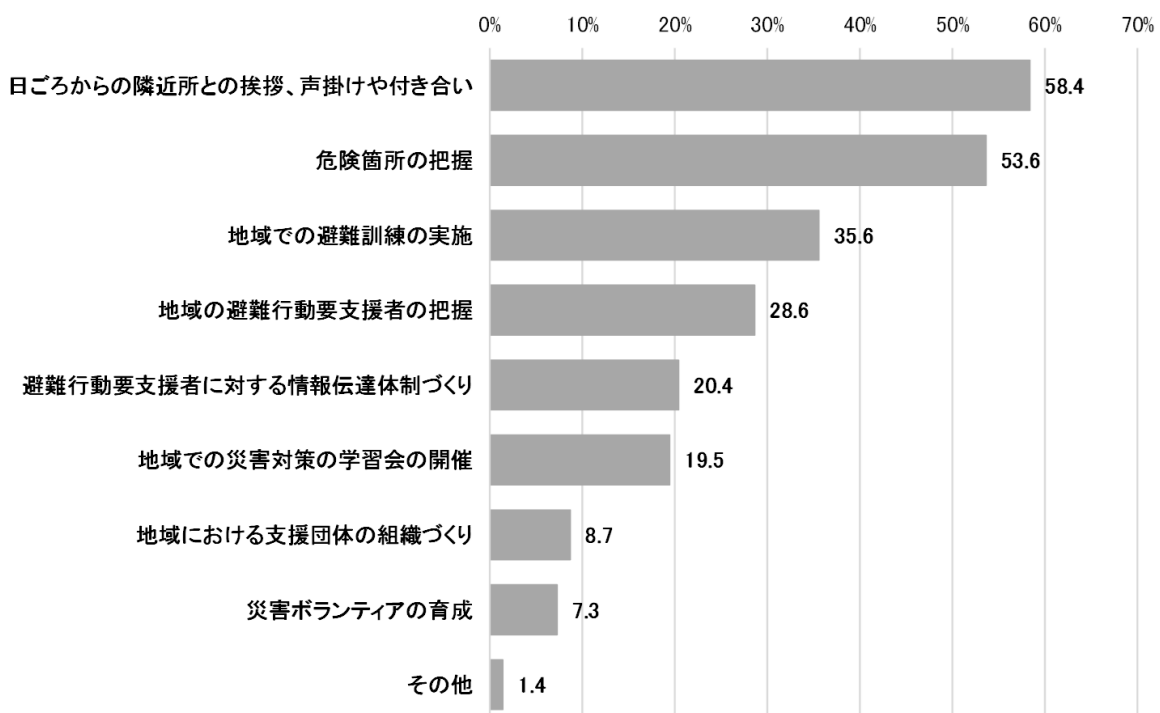
Q 災害などの緊急時に自分の家族以外の高齢者世帯や障害のある人などがいた場合、あなたはどのような手助けができますか（複数回答）

安否確認・声かけ」74.8%で最も多く、次いで「安全な場所への避難誘導」（56.0%）、「家族への連絡」（36.9%）となっています。



Q 災害時に安全に避難するための備えとして、どのようなことが重要だと思いますか（複数回答）

「日ごろからの隣近所との挨拶、声掛けや付き合い」が 58.4%で最も多く、次いで「危険箇所の把握」（53.6%）、「地域での避難訓練の実施」（35.6%）となっています。



3 第3期計画における取組・評価と課題

第3期計画（令和元年度～令和5年度）においては，3つの基本目標と9つの具体的目標を掲げ，施策を進めてきました。

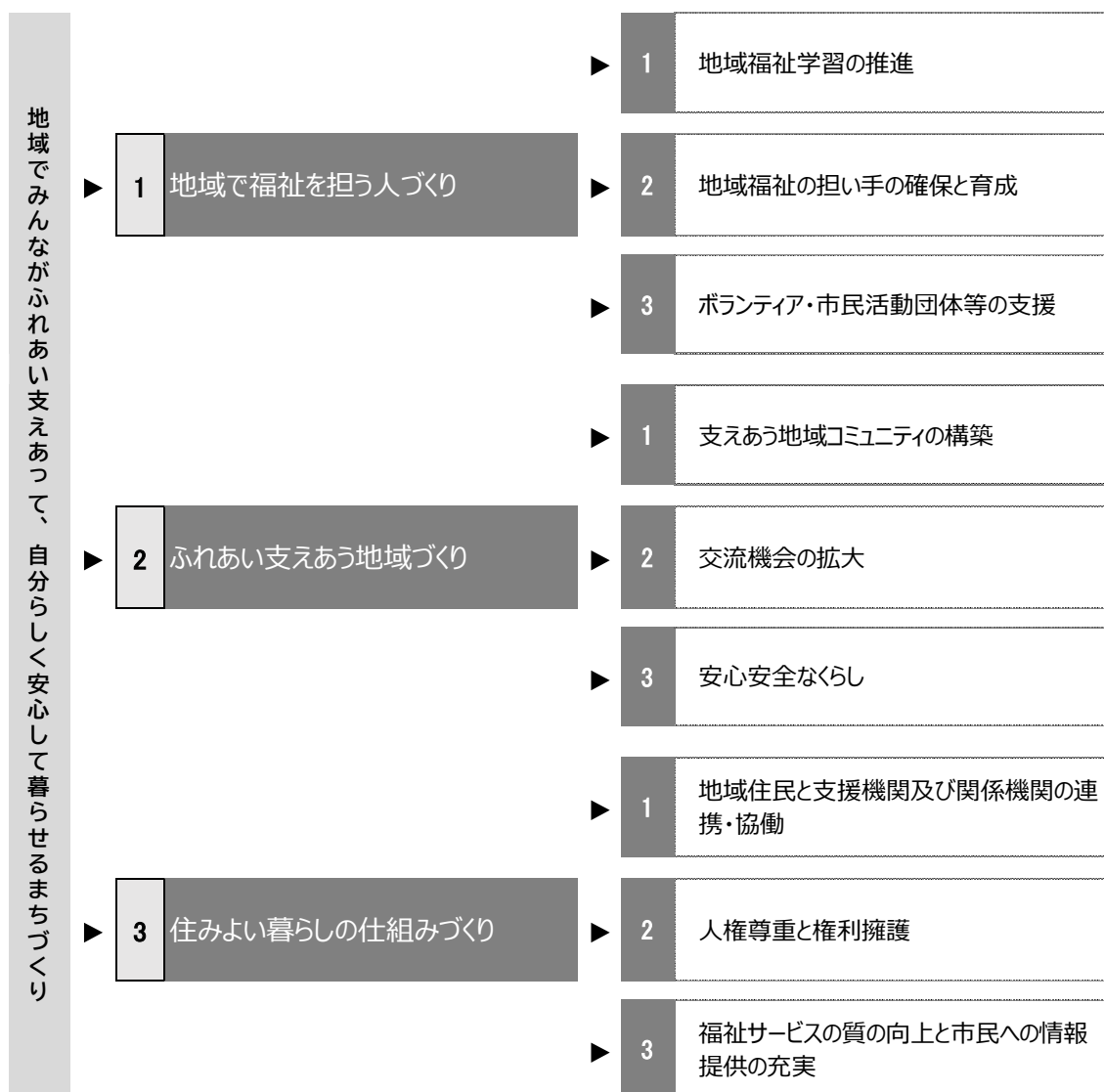
第4期計画の策定にあたっては，これまでの推進施策についての検証や評価を踏まえ，重点的に取り組むべき分野を明らかにする必要があることから，第3期計画の総括を行い，今後の計画策定のための方向性を検討しました。

【第3期計画の施策体系】

【基本理念】

【基本目標】

【具体的目標】



(1) 地域で福祉を担う人づくり

① 第3期計画の取組・評価

地域福祉学習の推進として、子どもの頃から地域や福祉に関心を持つことができるよう学校と連携し、高齢者等との交流や、防災教育の中で地域の方と一緒に避難訓練を行うなど、地域全体の安全に対する意識醸成に取り組んできました。

また、地域に暮らす全ての人がお互いに理解を深めることで、みんなが暮らしやすい社会を目指し、市内に暮らす技能実習生などの外国人の生活の不安解消のための生活相談や、言語の習得や地域交流の機会を提供するための日本語教室を開催や、市民の地域福祉への理解を促すため、「地域ささえあいフォーラム」などの各種講座やイベントを通じた情報提供を行っています。

福祉の担い手の確保と育成として、多様な世代やセクターにおけるまちづくりやコミュニティの担い手育成のための人材育成事業を行い、地域で活躍できる人材の育成に努めてきました。

また、ボランティア団体や市民活動団体等の活動支援として、各種助成金や運営に関する相談など支援を行なっています。

【地域福祉計画等推進委員からの意見】

- ・研修の内容が一般市民にも広報されるといいのでは？
- ・参加者が同じ人ばかりではないか。
- ・「良い取り組みの発信」は関係者のやる気にもつながりとても大切だと思う。市民の目に留まるよう、一層力を入れて欲しい。

② 第4期計画に向けた課題

本市は、少子・高齢化と人口減少がますます進み、支援を必要とする人が増える中で、地域を支えるための人材確保が急務です。自治会役員や、民生委員・児童委員、ボランティアをはじめとする人材の担い手不足や、新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっており、地域の生活課題の複雑・多様化や今後の人口減少予測などを踏まえると、継続して地域福祉促進に関わる人材の確保・育成を進めていく必要があります。

また、身近な地域に関心を持ち、主体的に地域を支える意識を高める取組を進めることが必要です。

(2) ふれあい支えあう地域づくり

① 第3期計画の取組・評価

支え合う地域コミュニティの構築として、高齢者、障害者、子育て支援など抱える悩みや困りごとを受けとめる相談窓口を設置し、それぞれ必要なサービスにつなげるよう支援してきました。

社会福祉協議会では、より身近な地域での課題把握や、困りごとを気軽に話し合える機会を持つため、移動相談や住民懇談会を開催し、課題解決に向けた住民同士の意見交換の場づくりや情報提供を行なっています。

また、「気仙沼市地域包括ケア推進協議会」の設置による関係者間の課題と情報共有や、「地域支えあい推進員」の配置による地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動を推進し、支えあいのための情報共有と相談・実施体制づくりに取り組んできました。

交流機会の拡大として、地域行事等を通じたコミュニティの強化を図るため、交流事業への補助金や地区の講習会等への講師派遣などのコミュニティ支援を行ってきました。

安心安全な暮らしを実現するため、災害時の地域での支援体制を整える取組を推進してきました。

地域の防災マップづくり支援を通して、地域の安全に関心を持ってもらうほか、自主防災組織結成を促すため組織運営経費等を助成しています。また、避難行動要支援者名簿の整備と個別避難計画の策定支援を行い、災害時において地域で安全に避難できる体制整備を進めています。

【地域福祉計画等推進委員からの意見】

- ・(事業実施状況は) 数字上は順調に見えるが、交流の広がりを実感しづらい。制度や取組について対象者以外の認知・理解度が十分とは言えない。

② 第4期計画に向けた課題

市内各地域においては、一人暮らしの高齢者、介護・子育てに対する不安や引きこもりなどの課題を抱える家庭も増えていますが、少子・高齢化の一層の進展、家族構成の変化、個人の価値観やニーズの多様化等によって市民の生活サイクルも様々になり、住民相互のつながりが希薄化しています。

地域で暮らす一人ひとりが、安心して生きがいを持って暮らしていくためには、地域における結びつきを密にし、お互いに支えあうことが重要であり、地域・ボランティア・関係団体・事業者・市社協・行政が協働して取り組むことが大切です。

誰もが地域で孤立することなくいきいきと暮らすことができるよう、様々な交流の場が広がりを見せ、多様な世代の住民同志が身近な地域で声をかけあいながら、受け止め、支え合えるコミュニティをつくることが望まれています。

そのため、地域を支える人材や団体とも連携を強化し、誰もが地域福祉活動に参加しやすい環境をつくる必要があります。

(3) 住みよい暮らしのしくみづくり

① 第3期計画の取組・評価

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働として、地域支えあい推進員の全地区への配置による地域での見守り・支援体制強化を図ってきました。また、地域における住民福祉活動の取組みや課題を考える機会を提供するため「地域福祉推進フォーラム」を実施しました。

また、子育て、障害、生活困窮などの相談支援機関が連携し情報交換を行うなど、複合的な課題の相談もしやすい体制づくりに努めています。

また、成年後見制度の利用などの権利擁護に関する理解促進のため、住民向けの研修会を実施し、意識醸成を図ってきました。

【地域福祉計画等推進委員からの意見】

- この先も増えていくであろう問題を抱える人たちの支援と制度の周知をさまざまな機会で行って欲しい。
- 各関係機関が連携を図り、お互いに協力できている。今後も更なるネットワーク構築を図ることが大切。

② 第4期計画に向けた課題

世帯や個人を取り巻く生活環境が常に変化し続ける中、支援を必要とする人のニーズや生活課題も多様化しています。また生活環境の変化等により住民の生活課題はより複雑多岐にわたり、既存の福祉サービスだけでは解決できない、制度の狭間にある複雑な課題も増加し、将来の生活への先行き不安や健康不安など、日々の暮らしに対する不安も高まっています。

誰もが自分らしく、安心して生活していくためには、支援を要する方を見逃さず、必要な方に適切なサービスが提供できるよう、見守りや支援の体制を一層充実・強化することが必要となっています。子育て、高齢者、健康、防災などに関連する分野が横断的に連携を強くし、住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりが求められています。

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

本市は、まちづくりの指針として「第2次気仙沼市総合計画」を策定し、『世界とつながる 豊かなローカル ～ 誰もが挑戦できるまち・子どもの笑顔を育てるまち・健康で心豊かに安らげるまち・人と人がつながるまち～』を将来像に掲げています。

この将来像は、地域福祉におけるまちづくりにおいても同様であり、第3期計画までは、子どもから高齢者まで、また障害を持った方なども含めた地域のすべての人が支えあいながら、一人一人が自分らしく暮らし、活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してきました。

しかし、加速する少子高齢化や人口減少は、地域を支える人材不足など、社会構造の変化をもたらしています。加えて、社会的孤立など制度の狭間の問題や、身近な地域での関わり方の変化など、既存の制度では解決することが難しい、新たな生活課題への対応が必要となっています。

このような新たな地域の課題に向き合いながら、地域住民や地域の様々な主体が参画し、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていくことが出来る「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、今後も引き続き推進していくことが必要です。今回策定する「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」では、これまでの計画で掲げた基本理念を継承し、その取り組みをさらに発展させ、地域に暮らす様々な立場の人が、共に助け合い、支えあって、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指すものとし

基本理念

地域でみんながふれあい支えあって
自分らしく安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

基本理念を実現するため、3つの基本目標を計画の柱とし、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画と合わせて、地域福祉の取組みを推進します。

【第4期地域福祉計画】

基本目標Ⅰ 地域で福祉を担う人づくり

- 地域に暮らす全ての人が、身近に発生する生活課題を共有し、関係機関・団体と連携しながら、生活に身近な地域の福祉活動を担う人材を育成していきます。

基本目標Ⅱ ふれあい支えあう地域づくり

- 住民一人ひとりが安心して生きがいを持って暮らしていけるよう、人と人がつながり、お互いが支えあえるような地域コミュニティを構築していきます。

基本目標Ⅲ 住みよい暮らしの体制づくり

- 「人づくり」と「地域づくり」のほか、地域福祉の充実・推進のための、様々な福祉制度の展開とともに、保健・医療・福祉にかかる関係機関・団体等との連携を図っていきます。

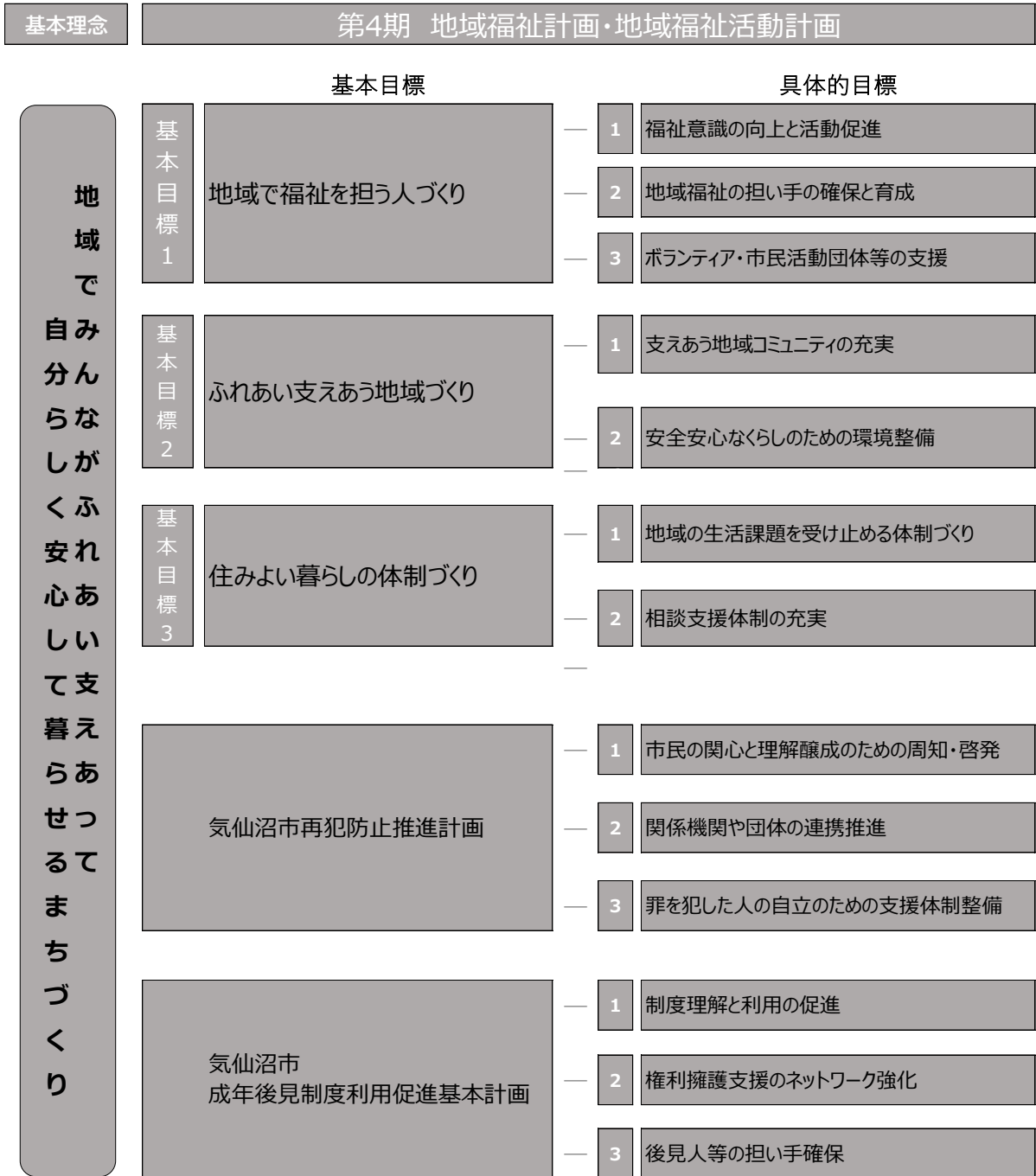
【気仙沼市再犯防止推進計画】

- 犯罪や非行をした人が、社会で孤立することなく、社会の一員として地域で暮らせるよう支援し、全ての人が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、再犯防止のための取組みを推進します。

【気仙沼市成年後見制度利用促進基本計画】

- 高齢化が進み、支援を必要とする方の増加が想定される中で、地域や福祉、医療、司法などの関係機関のネットワークを活かして、必要な方が安心して制度を利用できるような取組により、本人の意思や希望を尊重した支援を行います。

3 計画の体系



第4章 施策の推進方法

基本目標1 地域で福祉を担う人づくり

具体的目標1 福祉意識の向上と活動促進

【現状と課題】

少子高齢化と人口減少社会の進行は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。本市の総人口に占める65歳以上の方の割合は、令和5年12月現在で40.5%となっており、今後、支援を必要とする方は増加する一方で、福祉を担うための人材はますます減っていくことが見込まれます。

特に、地域を支える若い世代の減少により、将来的に、高齢者や障害のある人などを支える体制を維持することが難しくなっていくことが考えられます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが、自分が暮らす身近な地域に関心を持ち、住みよい地域にするために自分ができることから主体的に行動していくことが必要です。

アンケート調査では、「自分が住んでいる地域で支援が必要な方を見かけることがあるか」について、「よく知らない」(32.6%)、「見かけることはない」(25.6%)が回答の上位となっており、実際に支援を必要としている方に気づいていない方が多いことが伺えます。

周りへの声かけやあいさつなどの小さなきっかけから、身近な人たちと交流の機会を広げていくことや、子どもころから福祉を身近に感じられるように学校や家庭、地域など多様な機会を通じて福祉教育を行うことが大切です。

また、市民が主体的に地域活動に参加し、互いに支え合うことができる地域社会のために、幅広い世代の人が、自治会や地域活動などに関心をもって参加し、地域コミュニティを強化していく必要があります。

【施策の方向性】

- 1 学校などの教育現場をはじめ、あらゆる世代を対象とした福祉に関する広報・啓発活動や、学習機会の提供・福祉教育の推進に努めます。
- 2 地域に暮らすすべての人が、世代や属性に関わらず、地域の一員としてお互いが理解しあい、関わりやすくするため福祉意識の醸成と地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。

【推進項目と主な取組内容】

1. 福祉教育の推進

- 福祉分野と教育分野が連携し、福祉教育の充実を図ります。
- 小・中学校、高校と連携し、児童・生徒を対象にした実践学習の機会を通して、思いやりや助け合いなど福祉の心を学べる機会を提供します。
- 公民館や関係機関と連携し、幼少期から大人まで福祉への理解と興味を持てるような学習活動を推進します。

【主取り組み（主な事業）】

- 学校等で防災教育を通じた福祉教育への理解促進
- 公民館事業の充実
- ◆出前講座等による福祉学習会の実施
- ◆福祉教育活動費補助金交付事業
- ◆福祉啓発のための作品募集事業

2. 地域福祉の意識向上と主体的参加の促進

- 福祉に関する関心を深めるため、福祉の取組みや情報について、広報紙やホームページを活用し、わかりやすい周知を図ります。
- 福祉をテーマとしたイベントや講演会を実施し、福祉意識の向上を図ります。
- 地域に暮らす高齢者や障害者、外国人等への理解を深め、支援が必要な方への見守りや支えあいに取組む人を増やします。
- 地域福祉活動の支援を通じて、住民による気づきや発見を促していきながら、住民一人ひとりの福祉に対する理解と関心を高めるよう取り組みます。

【主な取り組み（主な事業）】

- 認知症・障害者の家族等へ理解促進
- 小さな国際大使館の機能充実と外国人との交流・理解支援
- ◆地域福祉推進フォーラムの開催
- ◆障害福祉交流事業

具体的目標 2 地域福祉の担い手の確保と育成

【現状と課題】

高齢化の進行や、必要とする支援の多様化に伴い、地域活動や地域福祉を担う人材不足が全国的に大きな課題となっています。特に高齢化と人口減少が進んでいる本市において、地域を支える人材不足は深刻な状況です。

本市ではこれまで、地域で活躍する人材を育成する「アクティブコミュニティ塾」や、若い世代のまちづくりへの関心を高め、地域を担う人材を育成する「ぬま大学」、「ぬま塾」、「気仙沼の高校生マイプロジェクトアワード」など、地域課題に積極的に取り組む人材育成に力を入れてきましたが、継続して地域の活動に携わることができるのは、一部の人に限られています。

アンケート調査では、地域の催しや自治会活動等への参加について、「よく参加する」「たまに参加する」との回答を合わせると、約6割の方が地域活動に参加していると答えています。しかし年代別にみると、50代以下では「ほとんど（まったく）参加しない」の回答割合が多く、その割合は若い年代ほど高くなっています。

参加しない理由については、「仕事がある」(29.7%)が最も多く、次いで、「人間関係がわずらわしい」(14.1%)、「参加するきっかけがない」(12.2%)となっています。

現在、地域との関わりを積極的に持つことができていない人も、日々のあいさつによるつながりや、近所に住んでいる高齢者世帯などの様子を気にかけるなど小さな関わりから、活動へのきっかけをつくる必要があります。若い世代の地域活動への参加を増やすことはもちろん、年齢を重ねても、引き続き地域を支える一員としての役割を担うことのできる方も必要であることから、地域に関わる人材を増やす取組みを継続していく必要があります。

【施策の方向性】

- 1 地域活動の活性化を図るため、様々な形で地域活動に関わり、地域の担い手となる新たな人材育成に努めます。
- 2 地域活動の核として地域で活動している人や団体を支援し、継続した取組と活動促進を促します。
- 3 1人でも多くの市民が、個々の状況に応じた形で地域に関わることができるよう、地域行事などの活動への参加のきっかけづくりに努めます。

【推進項目と主な取組内容】

1. 新たな人材の育成と担い手の確保

- 自治会役員や民生委員・児童委員等のなり手確保と地域活動活性化のため、地域のリーダーとなる人材を育てるための取組を進めます。
- 若い世代への地域貢献意識の醸成や、地域活動実践の機会を提供し、新たな地域の担い手を育てるための取組を進めます。
- 地域活動や福祉活動に取り組む人材育成や、福祉教育で学んだ知識やスキルを活かせる場を提供するなどの取組を進めます。

【主な取組み（主な事業）】

- アクティブコミュニティ塾，アクティブウーマンズカレッジ等
- ぬま大学，ぬま塾，高校生のマイプロジェクトアワード等
- 認知症サポーター養成講座の実施
- ◆地域福祉推進者育成研修の開催

2. 地域活動推進者への支援

- 地域活動や福祉活動に取り組んでいる人や団体の活動をさらに進めるため、活動に関する情報収集や情報提供を積極的に行うなど、活動推進のための支援を行います。
- 民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、サポート体制づくりに努めます。
- 活動者のスキルアップを図るため、各種研修等を行います。
- 地域福祉活動の支援を通じて、住民一人ひとりの福祉に対する理解と関心を高めるよう取り組みます。

【主な取組み（主な事業）】

- 地域の健康づくりに取り組む保健推進員や食生活改善推進員の研修会実施
- 民生委員・児童委員のための研修実施，相談体制整備
- 介護予防や地域交流等の研修講師等情報リスト作成と情報提供（「教えて！知って！応援団」作成・配付事業）
- ◆情報交換会の開催
- ◆各種ボランティアに関するスキルアップ研修の開催

3. 地域行事等を通じたつながりづくり

- 地域コミュニティ活動や福祉活動の中心として自治会活動が維持できるよう、自治会活動への支援を行います。
- 関心を持って地域活動に参加する市民を増やすため、広報やホームページ，SNS 等による地域活動参加に必要な積極的な情報発信を行います。
- 若い世代が地域と関わる機会を増やせるよう，子どもや子育て世代が地域とかわることが出来るイベント等を積極的に開催します。

【主な取組み（主な事業）】

- 自治組織運営支援の実施（自治会活動等補助金，地域支援員配置）
- 広報紙ほか，ホームページや市公式 LINE 等を活用した，イベントや地域の情報の積極的発信
- 子育てタウンミーティング，子育て応援イベントの実施

具体的目標3 ボランティア・市民活動団体等の支援

【現状と課題】

住みよい地域をつくるためには、市と民間等とがお互いの役割を補いながら持続可能な取り組みを進めていくことが不可欠です。地域共生社会を実現するためには、地域福祉を推進する人材の育成とともに、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等が行う社会福祉活動への支援が重要です。

本市においても、引き続き、市と社会福祉協議会が連携し、地域福祉を担う人材の確保や人材育成に加え、活動を行う人や団体等の負担を減らし、活動を継続しやすくするための支援が必要です。

アンケートでは、「個人としてボランティア活動に参加したことがあるか」の問いに対し、「参加したことがない」と回答した方が約7割となっている一方で、「今後、ボランティア活動に参加したいと思うか」の問いには、5割近くの方が「参加したい」と回答しています。

東日本大震災を経験し、多くの方々からの支援への感謝やお互いの助け合いの大切さを感じている市民の中には、きっかけがあれば地域や、支援が必要な人のために活動したいと考える方も多いことが伺えます。

さらに、「今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なもの」として、「活動に関する情報の提供や発信（45.7%）」や、「気軽に相談できる支援窓口（34.0%）」の回答が多かったことから、支援を行う人、支援を必要とする人、どちらにとっても、必要な情報を適切に発信していくことが求められています。また、人材を必要とする人や場へ適切につなぐことができるよう市民活動やボランティア等の情報提供やコーディネートも求められています。

【施策の方向性】

- 1 気仙沼市市民活動支援センターや市社協が運営するボランティアセンターを中心として、活動のための情報交換や活動支援を行い、市民のボランティア活動や市民活動の活性化を図ります。
- 2 地域福祉に対する意識啓発と活動内容などの積極的な情報発信を行い、活動に携わる人の裾野が広がるように努めます。

【推進項目と主な取組内容】

1. ボランティア活動や市民活動への支援

- 活動の継続と充実が図れるよう、ボランティアセンター機能の充実強化に努めます。
- NPO や市民団体の設立・法人化・運営に関する相談を行い、活動支援に繋がります。
- 市民を対象としたボランティア講座の開催などを通して、ボランティア人材の発掘と育成を図ります。
- ボランティア団体が「ボランティアの高齢化」などの課題を認識し、対策をとることができるよう、情報提供や取組の支援を行います。
- 気軽にボランティアに参加できるよう、単発でも参加できるボランティアの機会を提供します。

【主な取り組み（主な事業）】

- ボランティア育成活動補助金
- 市民活動の担い手人材養成のためのスキルアップ講座の開催
- ◆各種ボランティア養成講座の開催
- ◆ボランティア活動への情報提供や相談等の支援強化

2. 活動についての積極的な発信

- NPO や市民活動など、それぞれの分野で取り組んでいる活動を広く知ってもらい、つながりをひろげ、活動の裾野を広げていくことで、地域の活性化につなげます。
- 広報紙やホームページなどの媒体を通して、地域福祉の考え方や、福祉制度、福祉に関するイベント・事業・サービス、ボランティア活動に関する情報を発信します。

【主な取り組み（主な事業）】

- 活動団体同士のつながりを広げたり、市民参加を促すための情報発信の支援（「まちづくり通信」の発行、「市民活動みつかるブック」の発行等）
- 市の子育て支援サービスやママサークル等、子育てに関する情報の発信（子育て情報誌「ぼけっと」の発行、子育て情報サイト「ぼけっと」による情報発信等）
- 多様な媒体を活用した意識啓発、情報発信
- ◆社協だより、ホームページ等での情報発信

基本目標2 ふれあい支えあう地域づくり

具体的目標1 支えあう地域コミュニティの充実

【現状と課題】

急速な少子高齢化の進展により、身近な地域での交流機会が減少し、つながりが希薄化するなど、地域住民同士や家族間の関わりにも大きな変化をもたらしています。

一人暮らしの高齢者や、引きこもりによる孤立なども増加しており、困りごとを相談できる人がいなかったり、また周囲もそれに気づかないケースも増えています。

困りごとを抱えた人を早期に発見し、適切な対応につなげるためには、一人ひとりがその課題を「自分ごと」として捉え、助け合い・支えあう関係を身近な地域の中でつくる必要があります。

課題を抱える人を含め、誰でもが気軽に集まり、交流や情報交換、情報共有を図ることができる場を設けることがますます重要となっています。

アンケート調査では、「地域で安心して暮らすために、特に必要なこと」として、「福祉に関することがなんでも相談できること（36.4%）」との回答が最も多く、地域の中で不安や心配ごとを相談できる体制が必要と感じている方が多いことが伺えます。

また、「日常的な交流機会を持つ（20.6%）」、「若い人や転入してきた住民が参加できる機会を持つ（19.5%）」、「自治会等により地域活動の促進（16.6%）」など、地域での交流の機会が必要と考える方も多くいるという事が伺えます。

地域で安心して、生きがいを持って暮らして行くためには、地域での結びつきを密にし、お互いに支え合うことが重要です。地域の人とのつながりは、日常生活課題解決のきっかけや糸口にもつながります。

地域福祉を充実させるうえでも、人と人との交流を増やすこと、またそこから相談や必要な支援へと結び付けられる場づくりが求められています。

【施策の方向性】

- 1 地域の中で困りごとを抱えた人に気づき、適切な支援につなぐことができるよう、幅広い層が交流できる機会をつくり、普段からお互いの顔が見える関係づくりを進めます。
- 2 一人ひとりが、自分のできる範囲や形で地域に関わりを持つきっかけが出来るよう、多様なコミュニティの交流の場づくりを進めます。

【推進項目と主な取組内容】

1. 支えあう地域活動の推進

- 民生委員・児童委員や福祉協力員と連携し、地域課題の早期発見・解決につなげるよう努めます。
- 定期的に地域に出向き、困りごとについて気軽に話しあえる相談会を行います。
- 地域課題や地域活動の状況把握のため、地域住民との話し合いの機会を作ります。
- 地域とのつながりが少なく社会から孤立するおそれのある高齢者や障害のある人、子育て世帯などの見守りや安否確認など、地域住民、地域活動団体、専門機関などと連携し、地域における見守り活動を強化します。

【主な取り組み（主な事業）】

- 総合相談事業
- ◆生活支援体制整備事業
- ◆地区住民懇談会、地区社協会長会議の実施
- ◆小地域福祉活動や支えあい事業等の活動充実

2. 多様な交流の場づくりの促進

- 多世代交流をはじめ、多様な属性や背景を持つ人等、誰でも気軽に参加でき、誰もが参加したくなるような場づくりを推進します。
- 病気や障害を持つ人やその家族が安心して暮らせるよう、交流の場を提供します。
- 生涯学習や地域づくりの拠点として地域公民館を核とした様々な事業を通じた活動を推進します。

【主な取り組み（主な事業）】

- 子育てに関わる情報交換や育児相談、意見交換などを気軽に行える場や機会の提供（子育てほっとサロン等）
- 公民館事業を通じた世代間交流や地域住民の関わり促進
- 高齢者交流サロン運営支援事業
- 子育て支援市民交流ワーキング事業（子育てタウンミーティング）
- ◆障害者交流事業、地域活動支援事業
- ◆ガイドボランティア（仮称）（視覚に障害のある方への手引き支援）

具体的目標 2 安全安心なくらしのための環境整備

【現状と課題】

住み慣れた地域で誰もが安心して生活するためには、隣近所の小さな異変に気付いたり、災害等の緊急時に支援が必要な方の手助けができるよう、普段の生活の中での関わりが大切です。日頃のコミュニケーションや見守りは、地域での孤立を防ぎ、「見守られている」という安心感につながります。

本市では東日本大震災を経験し、多くの方々からの支援やお互いの助け合いを通じて、人と人、人と地域のつながりの大切さを改めて強くしました。

特に災害時に備えた地域防災力強化の取組みを進めていますが、一方で、震災後の地域コミュニティの変化や、少子高齢化、核家族化が進んだことにより、家族のつながりや地域における人と人とのつながりが弱まり、地域助け合いの機能の低下が懸念されます。

アンケート調査では、「災害時における避難行動要支援者の避難について、誰が支援を行うべきか」との問いに対し、「家族」(69.0%)に次いで、「隣近所の人」(56.8%)の回答が多くなっています。

また、「災害時に安全に避難するための備えとして重要こと」として、「日ごろからの隣近所との挨拶、声掛けや付き合い」(58.4%)と答えた方が最も多いことから、普段から近くにいて関わりのある人が、いざという時に支援できる体制が必要と考える人が多いことが伺えます。

近年、全国的にも大きな災害が多発しており、いざという時に地域の対応力を備えておくことがますます重要となっています。

また、緊急時だけでなく、安心した日常生活を送るための生活環境を整えることは、地域福祉の基盤となるものです。

生活に必要な移動支援や、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に配慮したまちづくりなど、目に見える環境を整えることはもちろんですが、お互いに関わり合いを持ち、すべての人が地域の一員としての社会に参加でき、安心して暮らせるよう、普段から顔の見える関係づくりを行うことが必要です。

【施策の方向性】

- 1 災害に対する備えと、災害時の避難などに支援が必要な人への支援体制を整えるため、普段から住民同士で助け合うことができる関係づくりを進めます。
- 2 誰もが暮らしやすいまちづくりのため、生活に必要な基盤整備と地域のみまもり体制づくりを進めるとともに、多くの方が地域に関わりやすい環境づくりに取り組みます。

【推進項目と主な取組内容】

1. 災害時に備えた地域づくりの推進

- 普段からお互いが助け合うことができる地域づくりを行い、災害時や緊急時に対応できるような体制強化を進めます。
- 避難行動要支援者名簿の整備と避難支援個別計画の策定支援を行い、情報共有を図ります。
- 自主防災組織の結成や育成・強化など、地域防災力向上を目指した取り組みを進めます。
- 災害ボランティアセンターの設置や運営訓練等を実施し、ボランティアの育成やネットワークの構築を強化します。
- 一人ひとりが日頃から災害に備え、防災用品の備蓄や、防災訓練に参加して避難経路の確認に努めます。
- 聴覚・視覚障害がある人が災害発生時に情報入手ができるよう、多様な情報メディアを活用し、防災・災害情報を配信するとともに、その利用の促進を図ります。
- 避難所において高齢者や障害のある人が、程度に応じた支援を受けることができるよう、福祉避難所等の体制の整備に努めます。
- 社会福祉施設等の配慮を必要とする人が利用する施設において、避難確保計画を策定し、緊急時に迅速かつ確実に避難できる体制の整備を支援します。

【主な取り組み（主な事業）】

- 避難行動要支援者制度の推進
- 福祉避難所の運営体制の充実
- 地区の防災講座や防災訓練の実施，防災マップ作成支援
- 自主防災組織活動助成
- 気仙沼防災情報システム（市公式 LINE，市危機管理課 X（旧ツイッター），フェイスブックなど）を活用した防災・災害情報配信
- ◆ ヘルプカードの配付と啓発
- ◆ 災害ボランティアセンター設置運営訓練

2. 良好な生活環境の確保

- 住民同士の支えあいや見守り体制づくりを支援するとともに、安心して暮らし続けられるサービスの提供に努めます。
- 地域のさりげない見守りや支えあい，困った時のたすけあい，みんなふれあう交流会など，安心して暮らしていける地域となるために，身近な生活の場で，みんなで取り組んでいく「小地域福祉活動」を推進します。
- 地域で安全・安心に暮らせるよう，日常生活における防犯意識や交通安全に対する意識高揚を図ります。
- 移動が困難な人の買い物や通院，社会参加のための外出の手段として，持続可能な地域公共交通の在り方を検討します。
- 高齢者や障害のある人，ベビーカーを利用する人など，歩行が困難な方のために，公共施設や商業施設における駐車スペースを確保する「宮城県ゆずりあい駐車場制度」の推進と，道路や公園等の段差解消などによるバリアフリー化を推進します。
- 高齢者や障害のある人が外出したい時に外出できるように，公共交通機関のバリアフリー化を働きかけるとともに，社会参加を促進するための費用助成事業の周知及び利用促進に努めます。
- 高齢者や障害のある人が住みやすい住宅環境を充実するため，個人住宅の改修に要する費用の一部助成等を行います。

【主な取り組み（主な事業）】

- 生活支援体制整備事業
- 社会参加促進助成事業（一定の障害者手帳等を持っている人に対するタクシー券等の支援）
- 路線バスやデマンド交通の検討など，公的移動手段の整備の推進
- 生活道路の整備や防犯灯設置など，安全な道路環境づくりの推進
- 安否確認訪問サービス
- 聴覚・音声言語障害者用119番ファックス通報
- ネット119緊急通報システム
- 救急医療情報キットの配布
- ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ゆずりあい駐車場
- 住宅改修費の助成（介護保険，障害福祉）
- 防犯灯設置や空き家対策などによる防犯対策の推進
- ◆地域で行う見守り活動に関する各種研修

基本目標3 住みよい暮らしの体制づくり

具体的目標 1 地域の生活課題を受け止める体制づくり

【現状と課題】

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、誰もが身近な人や地域の団体などと相談しやすい関係を持つことが重要です。

そのために、市や、地域で活動する人・団体が、それぞれの役割と活動内容を周知していくことが求められています。

アンケートでは、「地域福祉の推進に関係している組織や計画等」の認知度について、「民生委員・児童委員」と「気仙沼市社会福祉協議会」について、「知っている」、「名前だけは聞いたことがある」と答えた割合は、どちらもおよそ9割以上であり、身近な地域の相談機関としての認知度は高くなっています。

一方で、困りごとに対して受けられるサービスの情報をどの程度入手できているかとの問いに対し、「入手できている」と答えた割合は約3割にとどまっています。必要なサービスを利用したり、地域の現状や課題を把握したりするためには、正確で適切な情報の入手が不可欠です。

世代や環境によって情報を入手する媒体が多様化している中、様々な媒体を活用し、わかりやすく、積極的な情報発信を行うことが求められています。

また、地域の課題解決に向けた取り組みを進めていくためには、地域福祉にかかわる様々な団体や機関の連携を強化していくことが重要です。

近年、行政だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える方も増えており、今まで以上に関係機関の連携した取り組みが必要となってきています。一人ひとりが適切な福祉サービスを利用するためには、提供する側も多くの多様な種類のサービスを提供する必要があります。行政のみならず、NPO 法人や企業などとも、それぞれの専門性やアイデアを生かしながら連携協力し、地域福祉を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 1 支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられるよう、必要な情報を適切に発信するとともに、地域に暮らす住民と行政や支援機関など関係機関が連携し、包括的な支援体制の強化に努めます。
- 2 生活困窮者の支援やひきこもり状態にある方の社会参加に向けた居場所づくりなど、自立支援を行います。
- 3 地域共生社会の実現に向けて、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための支援体制強化を進めます。

【推進項目と主な取組内容】

1. 支援を必要とする住民を支える体制づくり

- 地域の中で、支援が必要な方がいる場合に、地域や行政、関係機関が連携し、早期支援につながるような体制づくりを行いません。
- 住民が主体的に地域課題の解決を試みる体制づくりに向け、地域の理解を深めるための啓発や手助けを行うなど、地域活動の強化を推進します。
- 身近に相談できる窓口となる民生委員・児童委員と連携し、支援が必要な人の把握に努めます。
- 高齢者や障害者等の情報弱者となり得る可能性が高い市民の情報格差解消を図り、必要な情報やサービスを受けやすい環境づくりにつなげます。
- 障害や高齢となったことにより、判断能力が不十分な方に対する多様な経路からの相談に応じ、適切な福祉サービスの利用援助を行います。
- 車椅子等福祉機器の貸出等を通じて、高齢者、障害のある人の社会参加を支援します。

【主な取り組み（主な事業）】

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携
- 情報発信により制度周知と啓発強化
- 高齢者等へのスマートフォン操作講習会の実施
- オンライン申請の仕組みやスマートフォンを用いた行政手続き・サービスの周知
- ◆福祉サービス利用援助事業（まもりーぶ）
- ◆介護機器貸出事業

2. 地域の生活課題を受け止める体制の充実

- 生活困窮者の各種相談に対応し、就労、家計改善、住居確保等の支援を行うことで、生活保護に至る前段での自立を促進します。
- 関係機関が連携し、必要に応じて連絡会等を開催し、複合的な課題にも横断的に対応できる体制をつくります。
- ひきこもりの状態にある人やその家族等が、地域から孤立しないよう地域での見守り活動を推進します。
- 関係機関が連携しながら、ひきこもり状態の方の居場所づくりや社会的なつながりを構築できるような活動を推進します。

【主な取り組み（主な事業）】

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者家計相談支援事業
- 生活困窮者住居確保給付金の支給
- ◆フードバンク

3. 多様化するニーズに対応する支援体制の充実

- さまざまな関係機関と連携し、福祉サービスや支援を必要とする人の把握に努めます。
- 市や地域、関係機関が連携し、多くの層による見守りや相談、支援のネットワークづくりを推進します。
- 対象者の枠にとらわれず、様々な分野に総合的多機能的に提供できる共生型サービスについての周知を図ります。
- 地域共生社会に関心を寄せるよう、地域福祉推進フォーラム、ボランティア体験会等への市民の参加を促し、理解を深めるよう努めます。

【主な取り組み（主な事業）】

- 連携体制の整備
- ◆生活福祉金貸付事業
- ◆生活安定資金貸付事業

具体的目標 2 相談支援体制の充実

【現状と課題】

地域共生社会の実現に向けては、様々な機関の協働による包括的な相談支援体制の構築や福祉サービスを必要とする方に対する相談支援体制を整備することが重要です。

特に、問題がより複雑化・複合化しないよう、気がかりな人の早期把握と支援のほか、課題解決のため、支援機関との間での連携強化が必要です。

本市においては、高齢者に対し医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアの全市的な体制構築を目指し「気仙沼市地域包括ケア推進協議会」を設置し、各関係団体間の連携を図りながらサービスの向上を図っています。

また、気軽に相談できるよう、窓口の役割や機能について周知するとともに相談窓口となる方民生委員や関係機関の相談員等のスキルアップも必要です。

【施策の方向性】

- 1 悩みや困りごとがあった際に誰でも気軽に相談することができるよう、地域における身近な相談体制をつくとともに、専門的な相談にも対応できる体制づくりに取り組みます。
- 2 相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、適切な支援につなげることができるよう、各分野における相談支援体制を推進します。

【推進項目と主な取組内容】

1. 誰でも気軽に相談できる体制の充実

- 身近に相談できる窓口と、相談を受ける側の技能向上による相談機能の充実に努めるとともに、相談窓口をわかりやすく周知します。
- 障害者生活支援センターを設置し、障害のある人の自立と社会参加の促進を図るための相談を受け、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行い、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。
- 障害者相談員を委嘱し、障害のある人の各種相談に応じます。
- 相談支援専門員が、障害のある人や子どもの保護者等の意向に基づき、必要なサービス調整を行います。
- 宅配や配達などの機会において、高齢者等に異常がないかどうか市との協定に基づき確認します。
- 関係機関・関係部署が連携し、必要に応じて連絡会等を開催し、複合的な課題にも横断的に対応できる体制をつくります。
- 重層的・複合的な問題にもワンストップで対応できる窓口・機関等の設置について、検討を進めます。
- 社協は、地域の課題を把握するため、積極的に地域に出向き、多様な相談に対応できるよう相談機関の情報収集に努めながら、必要な専門相談機関にもスムーズにつながるよう、ネットワークの構築を推進します。
- 地区社協圏域ごとの相談窓口の設置や、困難事例等に対し各関係機関を交えての事例検討会議の開催を検討します。

【主な取り組み（主な事業）】

- 総合相談支援事業
- 障害者相談支援事業
- 子育て世代包括支援センター
- 子育て支援
- ◆地域福祉推進フォーラム
- ◆生活相談事業
- ◆地区住民懇談会

2. 各分野における相談支援体制の強化

- 各相談に適切に対応できるよう、対応する職員等の知識や経験を深めます
- 幅広い分野の知識を持つことで適切なサービスにつなぐことが出来るよう、講座や研修を実施し、職員のスキルアップを図ります。
- さまざまな困りごとの相談窓口を、広報等を通じたわかりやすい周知を行い、適切な支援につなげます。
- 障害者の相談支援の中核的な役割を担う気仙沼市障害者生活支援センターの機能の強化を図るとともに、気仙沼市障害者地域自立支援協議会や関係機関等と連携し、多様な課題に対応します。
- 障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域全体で支えるための体制づくり「地域生活支援拠点等整備事業」を推進するため、障害者生活支援センターに拠点コーディネーターを配置します。
- 中核的な療育支援施設として、児童発達支援や相談支援等の提供、事業所に対する助言等を行う児童発達支援センターを設置します。
- 発達の気になる子どもや発達障害のある子どもの保護者に対して、障害の特性に合わせた適切な療育ができるよう、県の障害児等療育支援事業による支援や、療育支援事業所に配置される発達障害者地域支援マネージャーが支援者の育成や支援、体制づくりを進めます。

- 医療的ケアを必要とする障害のある人や子どもが地域で安心して生活できるよう、宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」や、医療的ケア等コーディネーターが連携し、相談・支援体制の整備を図ります。

【主な取り組み（主な事業）】

- 家庭児童相談
- 障害者相談支援
- 権利擁護研修会
- 児童発達支援センター
- 発達障害者地域支援マネジャー
- 宮城県障害児等療育支援事業

3. 関係機関の連携強化

- 相談機関の情報収集につとめながら、必要な専門相談機関に適切につなぎ、複合化する課題解決を図ります。
- 複合的な課題を抱える世帯への支援体制を充実するため、多職種・他機関による連携体制と、関係部署が連携し支援する体制を整えます。
- 成年後見制度利用促進協議会において、成年後見制度等の権利擁護支援に関する専門職及び関係機関との情報交換を行い、権利擁護支援に関するネットワークの強化を図ります。
- 基幹相談支援センター（障害者生活支援センター）が中心となり、市内の相談支援事業所が連携し、地域課題や先進事例の共有、各種研修等による相談支援専門員の資質の向上に努め、体制の強化に取組みを進めます。

【主な取り組み（主な事業）】

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 重層的支援体制整備に関する研修実施

第5章 気仙沼市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の検挙件数は、平成16年(250,030人)をピークに減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は年々増加傾向にあり、令和4年では、全国の刑法犯の約半数が再犯者であります。安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

国では、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)を制定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

犯罪や非行をした人は、高齢者や障害者などの福祉的な支援が必要な人や、身寄りがないなど、様々な課題を抱えているケースがあります。

また安定した住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人なども多く、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であったという状況です。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。

本市においても、犯罪や非行をしてしまった人の立ち直りを支援し、再犯防止に取り組むことで、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け策定するものです。

【国 第二次再犯防止推進計画の概要】

■基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

■7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

2 計画の位置づけ

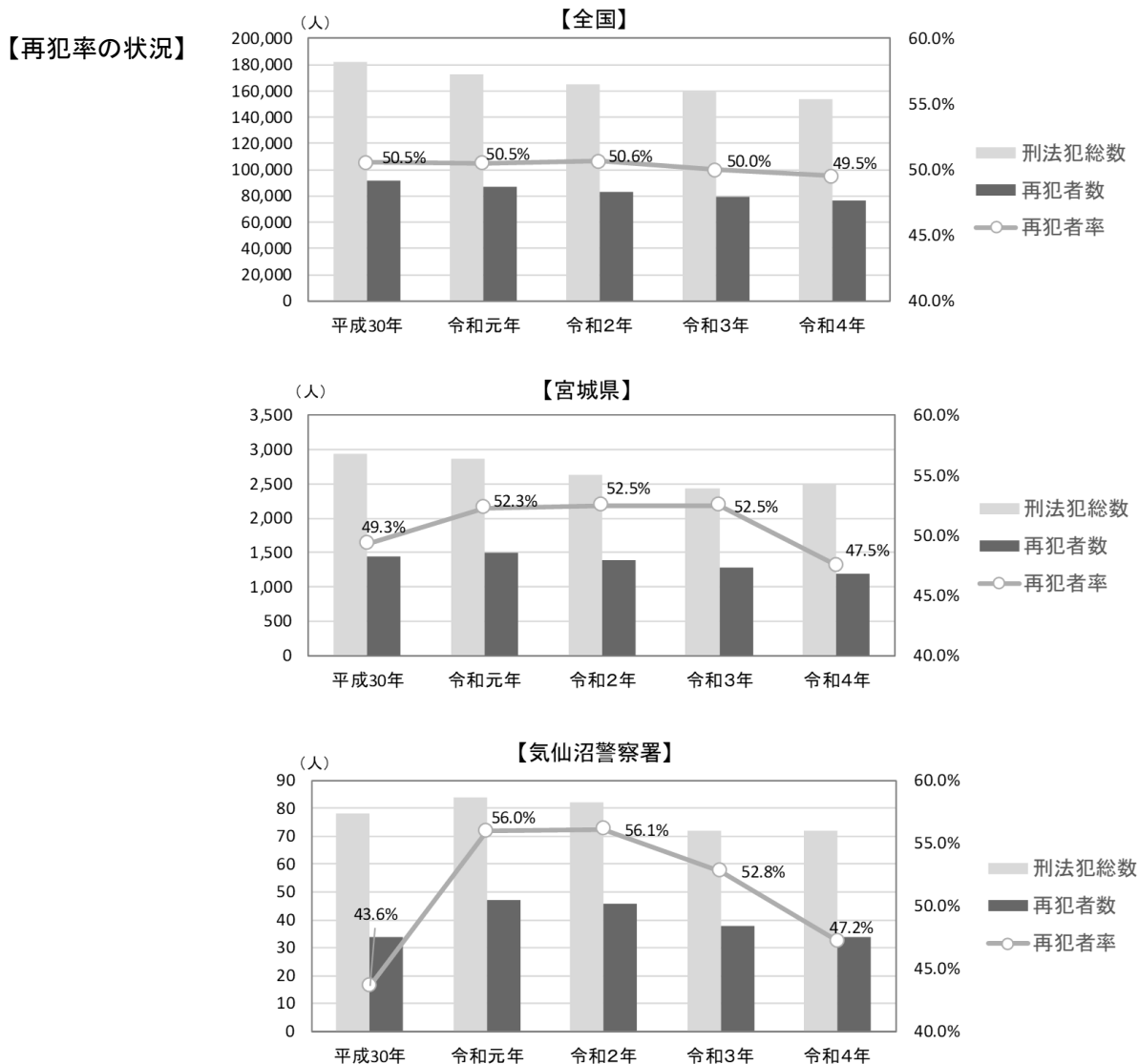
本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、気仙沼市における「地方再犯防止推進計画」として策定しています。

また、社会福祉法第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定する「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と一体的に整備し、再犯防止に向けた施策を示すものです。

3 気仙沼市の現状と課題

(1) 関連する統計の状況

刑法犯により検挙された人員数と、そのうちの再犯者数に基づく再犯率について見ると、気仙沼警察署の令和4年現在の値は47.2%となっており、国よりやや低く、宮城県とほぼ同程度となっています。



資料：仙台矯正管区提供データより作成

注：犯行時年齢が20歳以上の者を計上（少年データは含まない。）

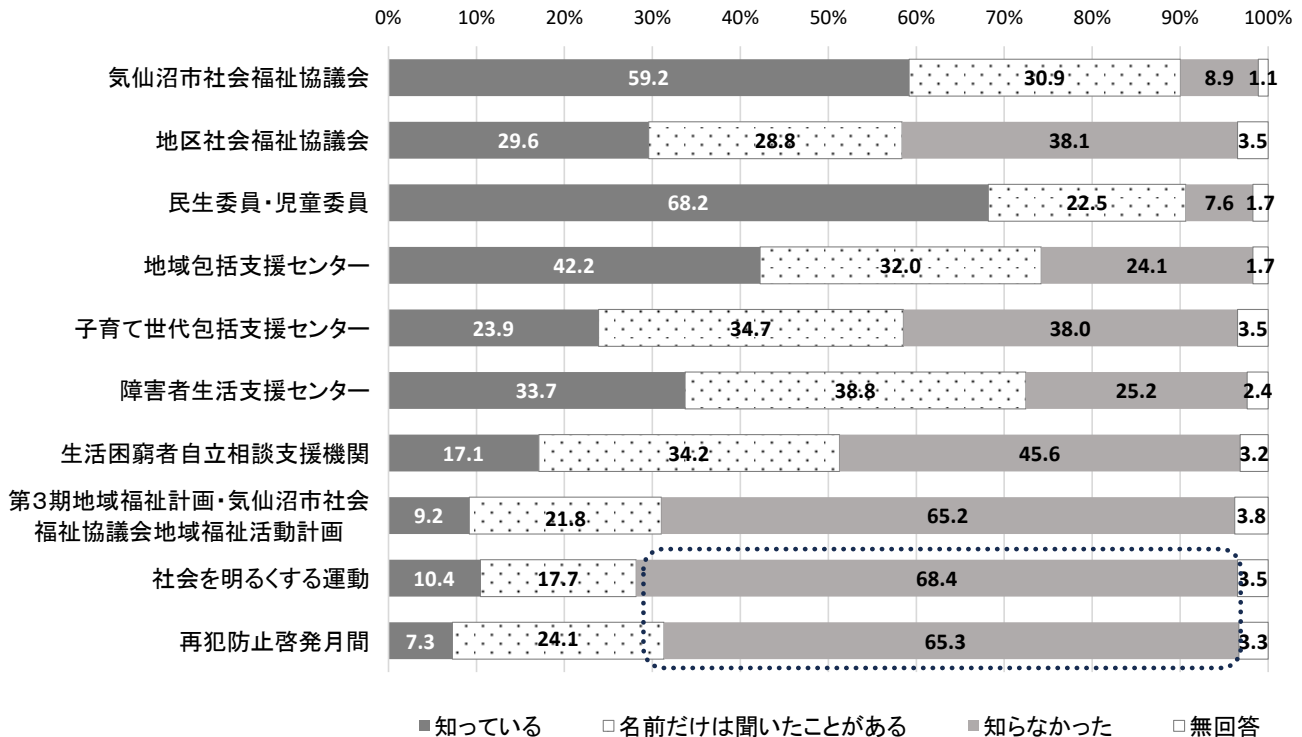
(2) アンケート結果からみる市民意識

①再犯防止の取組みの認知度

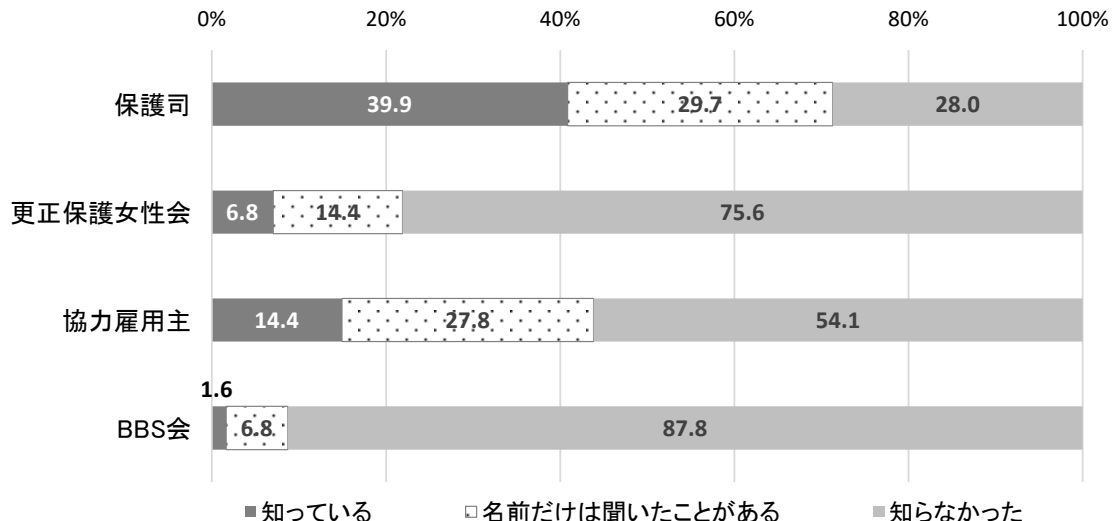
「地域福祉の推進に関係している組織や計画等を知っているか」の問いのうち、再犯防止に係る取組についての認知度は、他の取組と比べて「知らなかった」と回答した割合が高くなっています。

また、再犯防止に協力する協力者に関する認知度についても、「更正保護女性会」（知らなかった：75.6%）、「協力雇用主会」（知らなかった：54.1%）、「BBS会」（知らなかった：87.8%）と、いずれも知らないと答えた方の割合が多く、認知度が低いことが伺えます。

【問 あなたは、地域福祉の推進に関係している次の組織や計画等を知っていますか】



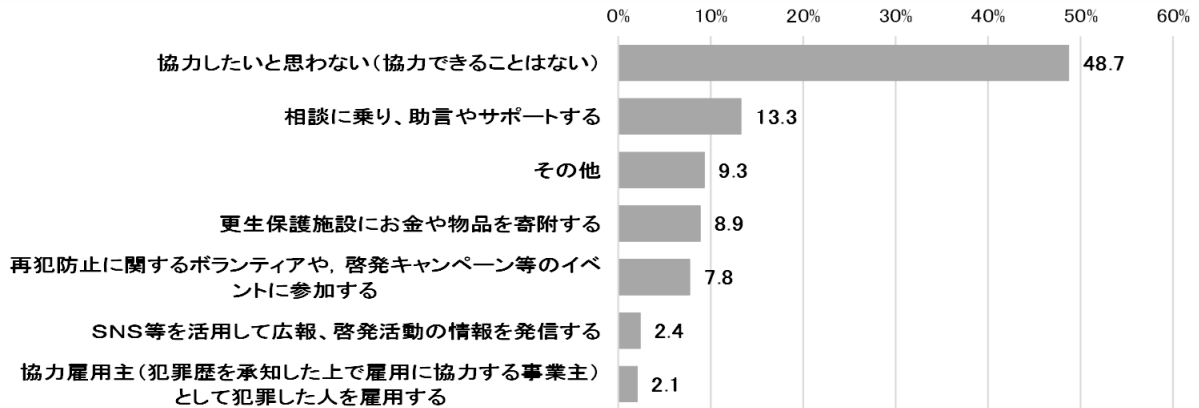
【問 あなたは、再犯防止に協力する下記の協力者について知っていますか】



②再犯防止への協力について

「犯罪を犯した人の立ち直りにどのような協力をしたいと思うか」の問いに対し、「協力したいと思わない（協力できることはない）」と答えた方は48.7%で最も多く、再犯防止に対する支援に消極的な傾向が伺えます。

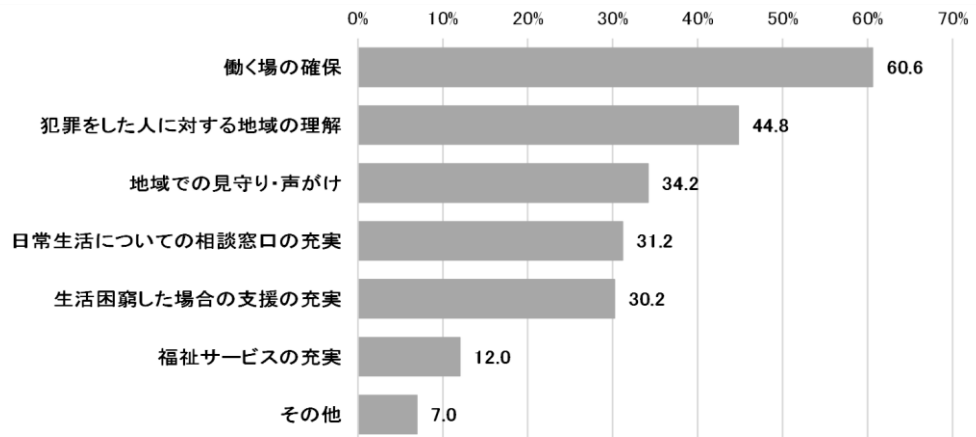
【問 あなたは犯罪を犯した人の立ち直りにどのような協力をしたいと思いますか】



③必要な支援について

「犯罪をした人が地域で暮らし続けるために必要だと思うこと」の問いに対しては、「働く場の確保」が60.6%と最も多く、次いで「犯罪をした人に対する地域の理解」が44.8%、「地域での見守り・声掛け」が34.2%となっており、福祉的な支援の充実以上に、地域に住む方々の協力が必要と感じている方が多いことが伺えます。

【問 犯罪をした人が地域で暮らし続けるために必要だと思う事は何か】



(3) 課題の整理

①再犯防止に関する取り組みの認知度向上

再犯防止に対する市民の関心や取り組みへの認知度が低くなっています。犯罪をした人が立ち直り、地域で暮らししていくためには、地域の方々の理解が不可欠です。再犯防止についての関心や理解を深めるための取組みが必要です。

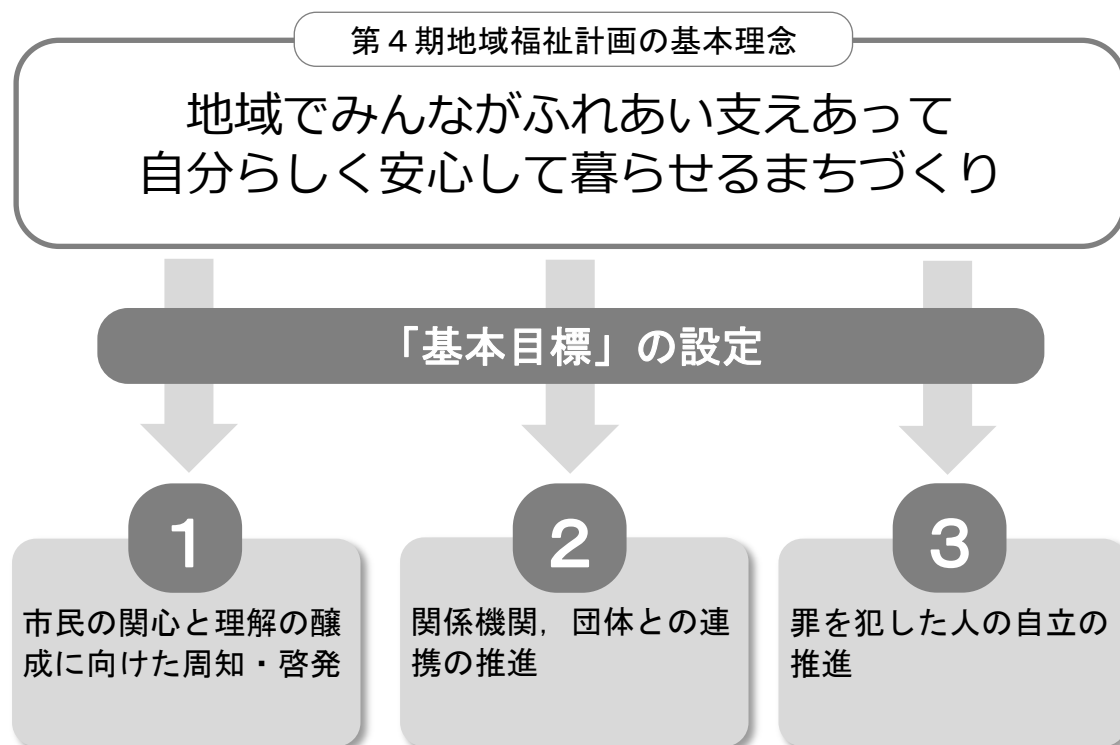
②再犯防止への協力に向けた取組強化（関係機関の連携）

犯罪や非行をした人の中には、高齢者や障害者等の福祉的な支援が必要な人や、アルコール等の依存症、頼れる身寄りがいないなど、さまざまな課題を抱えている方が多くいます。再犯防止に必要な支援につなげるためには、関係機関の連携協力が不可欠です。

4 計画の基本目標と施策の展開

本計画は、「第4期気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市地域福祉活動計画」の基本理念である、「地域でみんながふれあい支え合って自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、再犯防止の推進に向けた各種施策に取り組みます。

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりとして、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、みんなで立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指し、以下の基本目標を設定します。



基本目標1 市民の関心と理解の醸成に向けた周知・啓発

再犯防止には、日ごろからの地域での見守りや声かけ等の活動を通じて、犯罪が起きにくい環境を醸成することが必要です。更生保護や再犯防止への取組みについて、市民の関心や理解を深め、みんなが暮らしやすい地域をつくるための取組みを実施します。

- 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深めるため、気仙沼市地区推進委員会を設置し、「社会を明るくする運動」を推進します。
- 「社会を明るくする運動」強調月間において、運動を周知するイベントを行い、地域の理解促進に努めます。
- 街頭広報活動や防犯パトロール、下校時見守りなど、地域の実情に応じた様々な活動を推進します。
- 学校等と連携し、小中学生作文コンテスト募集や非行防止教室、薬物乱用防止に係る教育など、若年時からの啓発を図ります。

基本目標2 関係機関、団体との連携の推進

青少年の健全な育成及びその非行防止に関し、小中学校や主任児童委員、警察署等の関係機関と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を目的とした様々な啓発活動等を行います

- 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの更生保護関係団体が連携し、相互の情報や課題を共有するとともに、顔の見える関係を構築します。
- 犯罪をした人の年齢や疾病・障害等の特性に応じて、必要な支援に結びつけることができるよう、保護観察所や保護司会などの関係機関と各相談支援機関が連携を深め、相談にあたる体制づくりを進めます。
- 地域の更生保護を支える保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会と連携した支援体制を構築するとともに、その活動支援を行います。
- 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、関係機関と連携し一体的に支援を行うことで、非行の防止と立ち直りを支えます。

基本目標3 罪を犯した人の自立支援の推進

不安定な就労が再犯へもつながり、また、犯罪をした人の新たな住まいの確保が課題となっております。犯罪をした人が安定した職を得て地域で生活するために、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細やかな支援体制を構築します。

- 協力雇用主会と連携し、犯罪をした人等の雇用を受け入れる「協力雇用主」の確保に努めます。
- 保護観察所や保護司会等の関係機関・団体との連携を図りながら、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等の各種支援につなぎます。
- 就職に必要な知識・技能が身に付けられるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、自立に向けて就労を支援します。
- 障害等により継続的な就労や一般就労が困難な人に対し、障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援や日常生活上の相談支援を行います。
- 住宅に困窮する低所得の人に対して、住居確保給付金などの各種給付金の紹介をします。
- 住宅確保要配慮者に対し、住宅セーフティネット制度の居住支援法人と連携し、賃貸住宅への入居を支援します。

第6章 気仙沼市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の趣旨

平成12年にノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念と調和の観点から、「成年後見制度」が導入されました。

本市においては、令和3年度に、認知症や知的障害等により判断能力が低下した人が、権利を侵害されることなく地域で生活できるよう、成年後見制度の利用促進体制構築を図るため、「中核機関[※]」を設置し「気仙沼市成年後見制度利用促進協議会[※]」を運営しています。

国においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に向けた基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることで、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

これを受け、本市では、すべての住民が相互に協力しあい、地域の支えあいで作る豊かな福祉社会の実現に向けた「第3期地域福祉計画」から、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、推進してきました。

本計画においても、基本目標Ⅲ「住みよい暮らしの体制づくり」の取り組みをより具現化するため、本章を「気仙沼市成年後見制度利用促進基本計画」として一体的に策定し、施策を推進します。

※中核機関 — 成年後見制度の利用を促すために必要とされる様々な関係団体の地域連携ネットワークの中核を担う機関

※気仙沼市成年後見制度利用促進協議会 — 家庭裁判所をはじめ弁護士会などの専門職団体や関係機関の連携体制づくりを進める協議体

2 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等があり、判断能力の低下が認められる人が自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る契約を代わりに行う等、法的に保護し、支援を行う制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度とは、判断能力が低下し、契約等の法律行為ができなくなるなど、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申し立てることにより、利用できる制度です。家庭裁判所が本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

任意後見制度とは、将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備え、判断能力があるときに、本人自らがサポートの内容や後見人となってサポートしてくれる人を選び、公正証書を作成し、その人と契約しておく制度です。実際に本人の判断能力が低下した時点で、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、あらかじめ契約しておいた人が本人の任意後見人となり、契約に沿って保護・支援を行います。

3 気仙沼市の現状

本市においては、65歳以上の割合、高齢者のみの世帯数、要支援・要介護認定者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあり、支援を必要とする人が増加しています。

成年後見制度利用者数は令和5年10月時点で59人となっております。また、中核機関の相談件数は、令和4年度は34人194件となっております。一次相談窓口である地域包括支援センターや障害者生活支援センターと連携した相談支援を行っております。

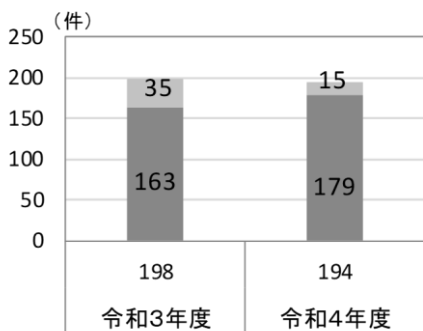
成年後見制度利用支援事業については、件数、額とも近年減少傾向がみられます。

【成年後見制度の類型別利用者数(人)】

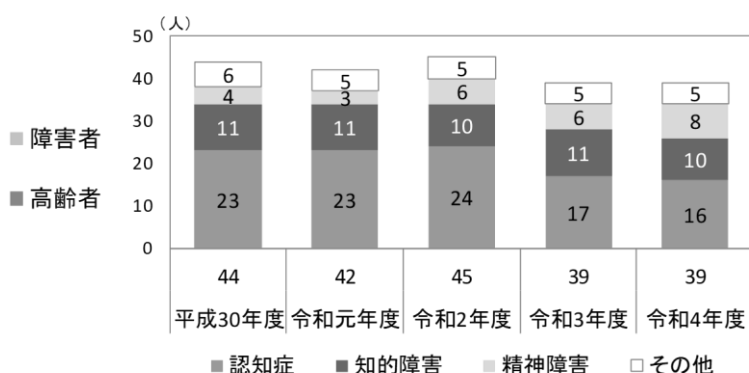
	利用者数	内 訳		
		後見人	保佐人	補助人
法定後見	60	50	10	0
任意後見	0			

資料：仙台家庭裁判所(令和5年10月1日現在)

【中核機関相談件数】

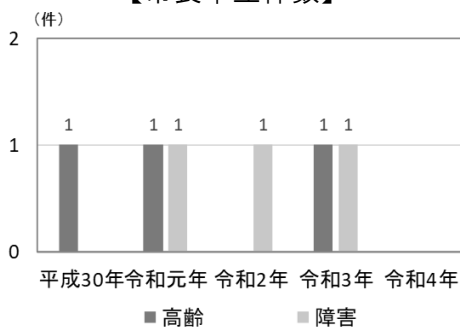


【日常生活自立支援事業(まもりーぶ)利用者数】

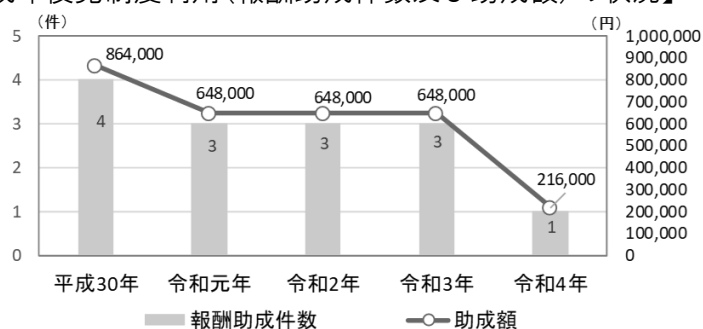


資料：

【市長申立件数】



【成年後見制度利用(報酬助成件数及び助成額)の状況】

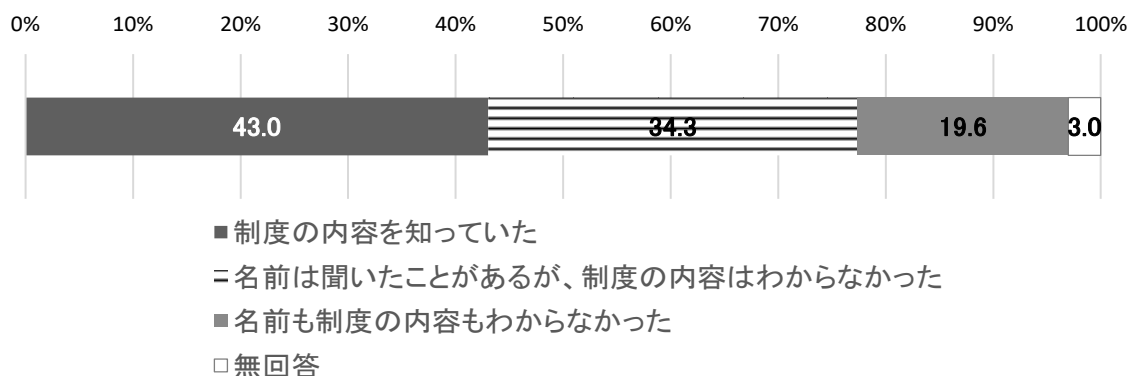


資料：

◇市民意向（地域福祉に関するアンケート調査結果から）

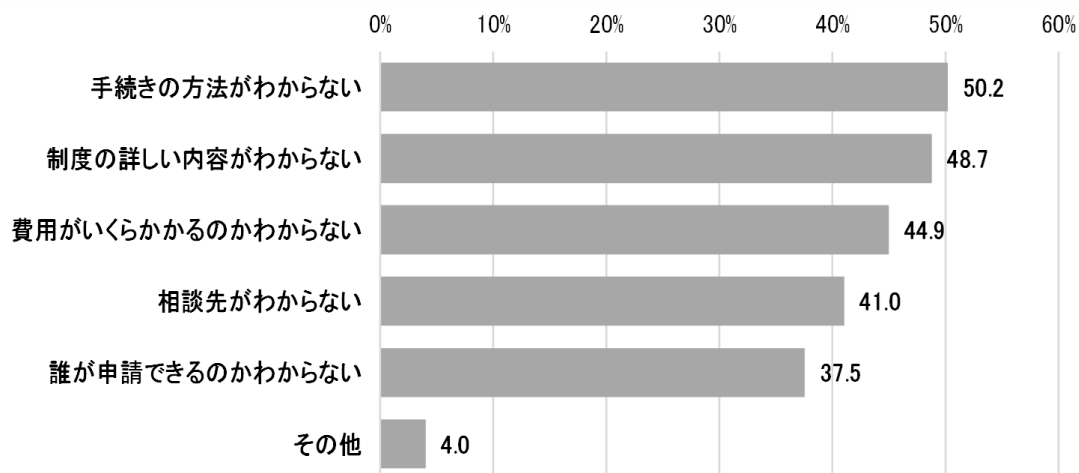
「制度の内容を知っていた」が43.0%、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容はわからなかった」が34.3%となっており、回答者の8割弱の認知度となっています。

【問 22 あなたは、成年後見制度をご存じですか】



「手続きの方法がわからない」が50.2%で最も高く、次いで「制度の詳しい内容がわからない」(48.7%)、「費用がいくらかかるのかわからない」(44.9%)となっています。

【問 24 成年後見制度を「利用したい」あるいは「利用をすすめたい」と思ったとき、どのようなことで困ると思いますか】

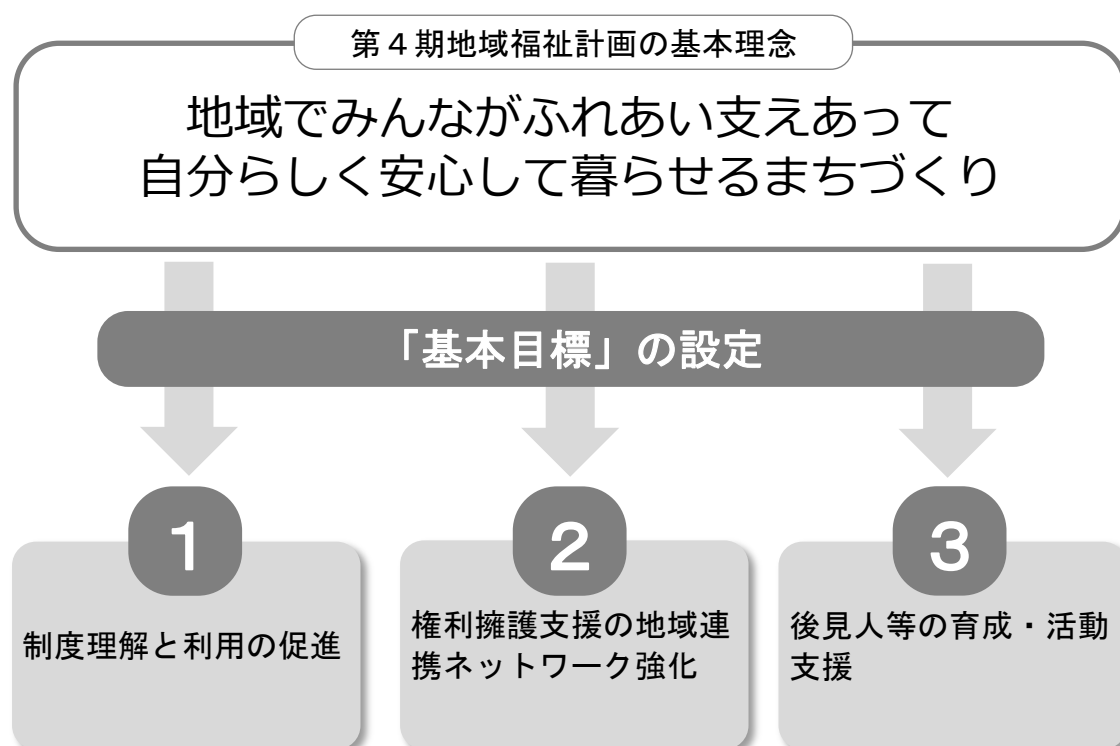


地域福祉に関するアンケート調査結果から、成年後見制度についての気仙沼市での認知度は8割となっており、高いと言えますが、実際に利用を考えた際の具体的な事項や相談窓口がわからない、といった制度利用へのつながりにくさが課題と考えられます。

これについては、研修等で制度内容の理解の機会を継続して設けるとともに、リーフレットの設置や金融機関等での出張相談会で相談窓口の周知を図っているところです。

4 計画の基本目標と施策の展開

本市の少子高齢化の進行とともに、今後、認知症などによって支援を必要とする人が増えることも想定されます。保健・医療・福祉・司法を含めた関係機関の連携を強化し、支援を必要とする人が安心して制度を利用できるよう周知を図り、本人に寄り添った相談対応と本人の意思や希望を尊重した支援を進めていくため、以下の基本目標を設定します。



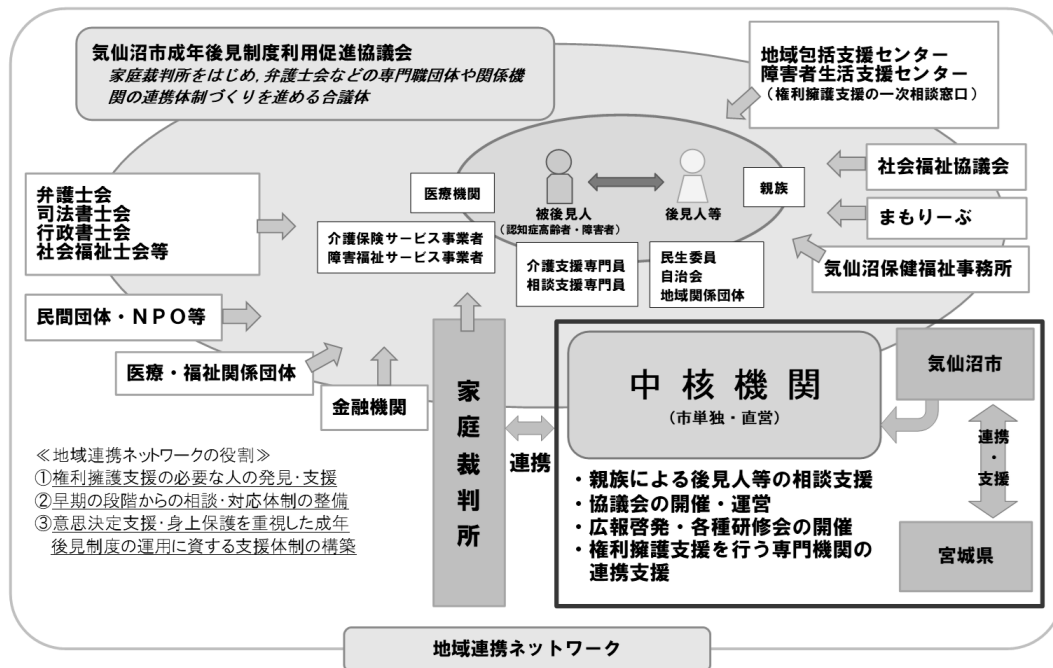
基本目標1 制度理解と利用の促進

- 成年後見制度に関する研修会等を積極的に開催し、市民一人ひとりが高い権利擁護意識を持てるよう努めます。
- 障害者や認知症の高齢者の権利擁護に関する研修会を開催し、制度の啓発や相談窓口の周知に努めます
- 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭管理の支援、福祉サービスの利用支援を推進します。
- 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力・意思決定能力が不十分な人に早期に介入することで、円滑な制度利用支援に努めます。
- 後見等を開始するにあたって、本人の利益保護のための適切な後見人等の選任に係る方策を検討します。
- 身寄りのない方等の理由で成年後見制度の利用が困難な人に対して、市長申立てや報酬費用の支援をします。

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化

- 気仙沼市成年後見制度利用促進協議会を設置し、家庭裁判所等と連携しながら関係者間の情報共有や連絡調整を図ります。
- 成年後見制度や権利擁護が必要な方の発見と、早期の段階からの相談・対応体制を構築します。
- 中核機関では、気仙沼市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能を担い、地域連携ネットワークの構築と権利擁護支援に関する課題解決に向けた協議を行います。

【気仙沼市成年後見制度利用促進体制整備推進事業のイメージ】



基本目標3 後見人等の育成・活動支援

- 地域の実情に合った権利擁護人材の養成を目指すほか、法人後見の担い手の確保に努めます。
- 中核機関は、家庭裁判所等と連携しながら、親族後見人や専門職後見人等の後見業務の担い手への相談対応や支援を行います。
- 定期的な研修の開催を通じて、後見人の役割の理解促進と資質の向上を図ります。
- 成年後見人等候補者になり得る各関係団体に対し、制度の重要性の啓発を図り、各関係団体における人材育成につなげます。
- 法人後見について、調査・研究を行います。

Ⅳ 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政等が役割を分担し、連携して推進します。

市においては、関係部局が連携し、具体的な事業の実施について個別計画との整合性を検証しながら取り組むとともに、本計画の進捗状況の調査や施策立案を行います。

また、社会福祉協議会においては、地域福祉活動圏域ごとの代表者による活動計画の推進連絡会議により、活動計画を地域住民とともに進めます。

個別計画の事業推進と一体的な取組を行い、保健・医療及び生活関連分野との連携を図りながら推進します。

2 計画の進行管理

計画の進行は、主に、市及び市社会福祉協議会の取組・事業の進捗状況により管理します。

本計画期間中に完了するものばかりでなく、将来にわたって継続することが望ましいものや、評価によっては見直しを行うもの、計画期間中に新たに必要となるものもあることから、年度ごとに年度実施事業（取組方針・目標）を決定し、基本目標の達成に向け取組を進めます。

なお進行管理にあたっては、引き続き気仙沼市地域福祉計画・気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会を組織し、進捗状況の把握・評価、見直し等を行います。

資料編

気仙沼市地域福祉計画推進委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき気仙沼市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、及び推進するため、気仙沼市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民組織に属する者
- (2) 市民団体又はボランティア団体に属する者
- (3) 学識経験者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 社会福祉事業に従事する者
- (6) 地域福祉に関心のある者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるときは、委員長の指名する部会の委員が、部会長の職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会要綱

(趣旨)

第1条 地域福祉を推進する様々な団体により構成された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられている。これを踏まえ民間が協働して取り組む地域福祉推進のための地域福祉活動計画の策定及び進行管理等を行うことを目的に、「気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 次期地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (4) その他地域福祉活動計画の推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、気仙沼市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域住民組織に属する者
- (2) 市民団体・ボランティア団体に属する者
- (3) 学識経験者
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 社会福祉事業に従事する者
- (6) 地域福祉に関心のある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会及び部会の会議（以下「会議」という。）は、それぞれ委員長及び部会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、気仙沼市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任期)

- 2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

パブリックコメント意見一覧

第4期

気仙沼市地域福祉計画

気仙沼市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和6年3月発行

気仙沼市保健福祉部社会福祉課

社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会